

## ◀ 「VBA PRO 給与計算・年末調整」システムの定額減税の計算と法定調書の作成 ▶

「VBA PRO 給与計算・年末調整」システムの月次定額減税と年調定額減税のデータ入力用フォーム、給与明細書と賞与明細書、源泉徴収票と源泉徴収簿への表示と印刷用のワークシートについて説明します。

### ■ 定額減税について

#### ○ 令和 06 年分の定額減税について

令和 06 年分では申告する本人の所得税額から定額減税（定額による所得税額の特別控除）に係る額を控除することができます。ただし、その人の令和 06 年分の合計所得金額が 1,805 万円を超える場合には控除することができません。（給与収入のみの場合は、給与の収入金額が 2,000 万円以下の人になります。）

定額減税の額は次の金額の合計額となりますが、その合計額が本人の所得税額を超える場合には所得税額が限度となります。

- ・本人 3 万円
- ・同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。）の 1 人につき 3 万円

給与所得者の定額減税は、令和 06 年 6 月 1 日以後に最初に支払われる給与と賞与の所得税および復興特別所得税の額から定額減税の額を控除します。この定額減税を控除できる給与と賞与は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している給与の支払者から支払われる給与と賞与（源泉徴収税額表の甲欄適用）になります。これにより控除しきれない金額は、以後の令和 06 年中の給与と賞与の源泉徴収される税額から順次控除します。なお「扶養控除（異動）申告書」に記載した事項の異動により定額減税の金額が増減する場合は、年末調整により再計算することになります。

源泉徴収税額からの定額減税は、年末調整をするときを除いて本人の合計所得金額に関わらずに実施します。年末調整では、本人の合計所得金額が 1,805 万円超になると見込まれる場合（年末調整の対象となる者に限る。）には控除実施済額について調整します。

年末調整において本人の合計所得金額が 1,805 万円超かどうかは、基礎控除申告書から入力した合計所得金額により判定します。

#### ○ 同一生計配偶者と扶養親族について

「同一生計配偶者」とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にする人（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が 48 万円以下である人です。

この同一生計配偶者には、合計所得金額が 900 万円超である居住者の同一生計配偶者（「非源泉控除対象同一生計配偶者」）を含みます。

また、同一生計配偶者には源泉控除対象配偶者のうち合計所得金額が 48 万円超 95 万円以下である配偶者は含まれません。合計所得金額 48 万円超の配偶者は、配偶者自身が減税の対象となります。

「扶養親族」とは、本人と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）で合計所得金額が 48 万円以下である人です。

この「扶養親族」には、控除対象扶養親族に 16 歳未満の年少扶養親族（住民税に関する事項として記載されます。）を含みます。

「扶養親族」は本人が提出する扶養控除等（異動）申告書に記載された者に限り、他の人が提出する扶養控除等（異動）申告書にも記載された場合はいずれかの人の扶養親族となります。

国税庁ホームページの定額減税特設サイト <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

#### ○ 令和 06 年分の個人住民税の定額減税と特別徴収について

個人住民税の定額減税は次の金額の合計額となりますが、その合計額が本人の所得割額を超える場合には所得割額が限度となります。

- ・本人 1 万円
- ・同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。）の 1 人につき 1 万円

令和 06 年 6 月は給与からの特別徴収は行わずに、令和 06 年 7 月から令和 07 年 5 月までの給与で定額減税を控除した後の住民税を 11 分割して特別徴収します。

※ 納税者本人の住民税が非課税や均等割のみで定額減税の対象とならない人は通常のとおり特別徴収になります。

○ 令和 06 年分の源泉徴収簿と源泉徴収票（年調定額減税額を全額控除するケース）

調	差引課税給与所得金額及び算出所得税額	㉑	1,694,000	㉒	84,700	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉓				
	年調所得税額(マイナスの場合は0)	㉔		84,700		
	年調減税額	㉔-2		60,000		
	年調減税額控除後の年調所得税額	㉔-3		24,700		
	控除外額	㉔-4				
	年調年税額(年調所得税額×102.1%)	㉕		25,200		
	差引超過額又は不足額	㉖		△109,068		
	整	超過額	㉗		6,640	
		の精算	㉘			
不足額		㉙				
の精算		㉚				
		㉛				

給与所得の源泉徴収簿

「年調所得税額㉑」84,700円  
 「年調減税額㉔-2」60,000円  
 「年調減税控除後の年調所得税額  
 ㉔-3」24,700円  
 「控除外額㉔-4」0円になります。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	東京都品川区品川		(受給者番号)	412596307845										
	氏名	(フリガナ) タナカ シロウ													
	氏名	田中 四郎													
種別	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額											
給与賞与	5,055,000	3,601,600	1,907,240	25,200											
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	源泉徴収税額											
有	380,000														
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額												
内	195,040	110,000	0,000												
源泉徴収時所得減税控除済額	60,000円	控除外額	0円												
前職	前職会社名	東京都新宿区西新宿	退職年月日	R06.03.31											
支払金額	1,065,000	社会保険料	131,800	源泉徴収税額	23,000										

給与所得の源泉徴収票

「源泉徴収時所得減税控除済額」90,000円  
 「控除外額」0円と記載されます。

○ 令和 06 年分の源泉徴収簿と源泉徴収票（年調定額減税額の一部を控除するケース）

調	差引課税給与所得金額及び算出所得税額	㉑	2,292,000	㉒	131,700	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉓			60,900	
	年調所得税額(マイナスの場合は0)	㉔		70,800		
	年調減税額	㉔-2		120,000		
	年調減税額控除後の年調所得税額	㉔-3				
	控除外額	㉔-4		49,200		
	年調年税額(年調所得税額×102.1%)	㉕				
	差引超過額又は不足額	㉖		△74,588		
	整	超過額	㉗		7,070	
		の精算	㉘			
不足額		㉙				
の精算		㉚				
		㉛				

給与所得の源泉徴収簿

「年調所得税額㉑」70,800円  
 「年調減税額㉔-2」120,000円  
 「年調減税控除後の年調所得税額  
 ㉔-3」0円  
 「控除外額㉔-4」49,200円(控除し  
 きれなかった金額)になります。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	東京都練馬区練馬		(受給者番号)	312545623210									
	氏名	(フリガナ)												
	氏名	高橋 幸子												
種別	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額										
給与賞与	6,910,000	5,119,000	2,826,646	0										
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	源泉徴収税額										
有														
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額											
内	388,010	85,000	15,000	00,000										
源泉徴収時所得減税控除済額	70,800円	控除外額	49,200円											

給与所得の源泉徴収票

「源泉徴収時所得減税控除済額」70,800円  
 「控除外額」49,200円と記載されま  
 す。

○ 令和 06 年分の源泉徴収簿と源泉徴収票（年調定額減税額を全額控除しないケース）

調	差引課税給与所得金額及び算出所得税額	㉑	1,928,000	㉒	96,400
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉓		㉔	100,000
	年調所得税額(マイナスの場合は)	㉕			
	年調減税額	㉖-2		㉗-2	90,000
	年調減税額控除後の年調所得税額	㉖-3		㉗-3	0
	控除外額	㉖-4		㉗-4	90,000
	年調年税額(年調所得税額×102.1%)	㉘			
整	差引超過額又は不足額	㉙			△69,744
の精算	超過額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉚		
		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉛		
		差引還付する金額	㉜		△69,744
	不足額	本年最後の給与から徴収する金額	㉝		
の精算	翌年に繰り越して徴収する金額	㉞			

給与所得の源泉徴収簿

「年調所得税額㉑」0円  
 「年調減税額㉖-2」90,000円  
 「年調減税控除後の年調所得税額㉖-3」0円(控除しきれない金額)  
 「控除外額㉖-4」90,000円(控除しきれなかった金額)になります。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	東京都港区六本木		(受給者番号)	114506789123												
	氏名	佐藤 一郎		(役職名)	係長												
種別	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額													
給与賞与	5,900,000	4,280,000	2,351,526	0													
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	非居住者である親族の数													
	260,000																
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額														
	920,920	90,000	90,000														
源泉徴収時所得減税控除済額				源泉徴収時所得減税控除済額													
控除外額				90,000円													

給与所得の源泉徴収票

「源泉徴収時所得減税控除済額」0円  
 「控除外額」90,000円と記載されます。

○ 令和 06 年分の源泉徴収簿と源泉徴収票（非控除対象配偶者減税有が表示されるケース）

調	差引課税給与所得金額及び算出所得税額	㉑	8,353,000	㉒	1,285,190
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉓		㉔	1,285,190
	年調所得税額(マイナスの場合は)	㉕	0	㉖	60,000
	年調減税額	㉖-2		㉗-2	1,225,190
	年調減税額控除後の年調所得税額	㉖-3		㉗-3	0
	控除外額	㉖-4		㉗-4	
	年調年税額(年調所得税額×102.1%)	㉘		㉙	149,504
整	差引超過額又は不足額	㉚			
の精算	超過額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉛		
		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉜		
		差引還付する金額	㉝		
	不足額	本年最後の給与から徴収する金額	㉞		
の精算	翌年に繰り越して徴収する金額	㉟			

給与所得の源泉徴収簿

「年調所得税額㉑」1,285,190円  
 「年調減税額㉖-2」60,000円  
 「年調減税控除後の年調所得税額㉖-3」1,225,190円  
 「控除外額㉖-4」0円になります。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	神奈川県		(受給者番号)	034501478963												
	氏名	太田 義男		(役職名)													
種別	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額													
給与賞与	12,180,000	10,102,000	1,748,340	1,250,900													
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	非居住者である親族の数													
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額														
	1,260,940	60,000	0														
源泉徴収時所得減税控除済額				源泉徴収時所得減税控除済額													
控除外額				0円													
非控除対象配偶者減税有				非控除対象配偶者減税有													

給与所得の源泉徴収票

「源泉徴収時所得減税控除済額」60,000円  
 「控除外額」0円  
 「非控除対象配偶者減税有」と記載されます。

※「給与所得控除後の金額」が1,010万円(合計所得金額1,000万円超)で配偶者(特別)控除は0円ですが、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合には定額減税額の30,000円が控除できます。

# ■ 定額減税と控除額の入力について

## ○ 月次減税額と年調減税額の入力について

月次定額減税の対象となるのは令和 06 年 6 月 1 日現在で給与の支払者に勤務している人のうち、給与と賞与の源泉徴収で源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人（基準日在職者）になります。  
 （給与と賞与の支払者に「扶養控除等（異動）申告書」を提出している居住者になります。）

区分	金額	税額
給与・手当等	4,410,000	32,240
賞与等	1,490,000	21,103
計	5,900,000	53,343
給与所得控除後の給与等額	4,280,000	
所得金額調整控除額	0	
給与所得金額(調整控除後)	4,280,000	
給与控除分	926,526	
申告控除分		
小規模企業共済控除額	300,000	
生命保険料控除額	95,000	
地震保険料控除額	35,000	
配偶者(特別)控除額	0	
扶養・障害者控除額	650,000	
基礎控除額	480,000	
所得控除額の合計額	2,486,526	
課税給与所得金額	1,793,000	

定額減税の控除額は、給与と賞与から控除する月次減税額と年末調整のときに控除する年調減税額のどちらも「編集」メニューの「給与と源泉徴収簿」の「年末調整の計算」タブ「年調定額減税控除額」のボタンから入力します。

- 基準日在職者に該当しない人
  - ・源泉徴収税額表の乙欄や丙欄を適用している人
  - ・令和 06 年 6 月 2 日以後に入社する人
  - ・令和 05 年 5 月 31 日以前に退職した人
  - ・令和 05 年 5 月 31 日以前に出国した非居住者

収入金額	必要経費(控除額)	所得金額
給与所得		450,000
事業所得		2,000
雑所得		0
配当所得		0
不動産所得		0
退職所得		0
上記以外所得		0
合計所得金額		452,000

令和 06 年分の申告者と配偶者の合計所得金額データを入力します。  
 申告者は年末調整で合計所得金額が 1,805 万円を超えると（給与収入のみでは 2,000 万円を超える人）定額減税の対象とはなりません。  
 配偶者の合計所得金額が 48 万円を超えると（給与収入のみでは 103 万円を超える人）配偶者の定額減税を控除することができません。

「申告者・配偶者・扶養親族」のデータ入力フォームで、定額減税の控除額を同時に計算します。

- 定額減税の控除額
- ・ 本人 3万円
- ・ 同一生計配偶者 3万円
- ・ 扶養親族1人につき 3万円

16歳未満の年少扶養親族も定額減税の対象になりますので氏名を入力してください。

同一生計配偶者または扶養親族で「非居住者区分」をリストから選択した人は対象になりません。

令和06年6月2日以後に入社する人は「6月2日以後の入社で給与と賞与から定額減税を控除しない」にチェックを付けてください。

本人の合計所得金額が 1805 万円を超えると定額減税の対象とはなりません、月次減税額は給与と賞与から控除することができます。

本人の合計所得金額が 900 万円を超えると源泉控除対象配偶者となりませんが、同一生計配偶者は月次減税額と年調減税額を控除できるので氏名を入力します。

同一生計配偶者または扶養親族に異動があつて月次減税額が増減する場合でも、月次減税額はそのまま計算して年末調整で年調減税額のみを再計算することになります。

このシステムでは年末調整で「年末調整の実行」ボタンのクリックにより年末調整の計算後に「年調定額減税額」のボタンをクリックして年調減税額を再計算します。

※ 年末調整の計算前に「年調定額減税額」のボタンをクリックして年調減税額を変更すると月次減税額も増減しますので注意してください。

### 《ご注意》

年末調整前までは申告する人の合計所得金額を 1,805 万円以下の金額で入力しておいて、年末調整で 1,805 万円を超える合計所得金額を入力して定額減税を 0 円で再計算します。

給与所得控除は最大で 195 万円となっています。このため給与収入が 2,000 万円以下の人は給与所得金額も 1,805 万円以下となり定額減税は年末調整で控除されます。ただし給与収入が 2,000 万円を超えると給与所得金額も 1,805 万円を超えますので年末調整はできませんし定額減税を控除することもできません。

源泉徴収において申告する人の合計所得金額が 900 万円（給与収入 1,120 万円）を超えると源泉控除対象配偶者とはならないために扶養親族数に加算することができませんが、合計所得金額が 48 万円以下である同一生計配偶者の定額減税を給与と賞与の源泉徴収税額から控除することができます。

年末調整において申告する人の合計所得金額が 1,000 万円（給与収入 1,220 万円）を超えると配偶者控除または配偶者特別控除を控除することはできませんが、合計所得金額が 48 万円以下である同一生計配偶者の定額減税を年調所得税額から控除することができます。

○ 基準日(6月1日)の翌日以降の同一生計配偶者または扶養親族の異動により給与と賞与の月次減税額が増減した場合の年末調整の年調減税額の入力手順について

基準日(6月1日)の翌日以降の同一生計配偶者や扶養親族の異動により、給与と賞与の月次減税額が増減して月次減税額が年末調整の年調減税額とは違ってることがあります。この場合は「年末調整の計算」ボタンをクリックで年末調整の計算を確定してから「年調定額減控除額」ボタンをクリックして年調減税額を再計算してください。

令和6年6月2日以降に扶養控除等申告書の異動のため年末調整の年調減税額が増減する場合には、申告者の結婚や離婚、配偶者の所得の増減、扶養親族の増減、子供(年少扶養親族)の出生や子供の就職などがあります。



区分	金額	税額	税額	
給与・手当等	0	0	算出年税額	0
賞与等	0	0	住宅借入金等特別控除額	0
計	0	0	年調定額減控除額	0
給与所得控除後の給与等額	0		年調所得税額(赤字の場合0)	0

「年末調整の計算」ボタンをクリックで年末調整を計算してから「年調定額減控除額」のボタンをクリックすると、各人別控除事績簿の基準日在職者(6月1日)の月次減税額は変更されません。給与と・賞与の月次減税額と年末調整の年調減税額との差額は年末調整で精算されます。

《ご注意》

年末調整の計算が確定する前は、「年調定額減控除額」ボタンのクリックにより基準日在職者(6月1日)の給与と賞与の月次減税額を変更することができます。

年末調整の計算が確定した後は、給与と賞与の月次減税額を変更することはできませんが、「年調定額減控除額」ボタンのクリックで年末調整の年調減税額のみを再計算することができます。

「源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」  
 「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」

○「源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」

「源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」には同一生計配偶者と 16 歳未満の年少扶養親族の氏名や個人番号などを記載します。「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」は令和 06 年 6 月 1 日以後に最初の給与または賞与の支払日までに給与の支払者に提出します。

この申告書は「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の下にあります。

令和 6 年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

勤務先(住所)	給与の支払者	あなたの氏名	(フリガナ)	あなたの住所
サンプルデータ株式会社	サンプルデータ株式会社	鈴木 次郎	鈴木 次郎	東京都渋谷区代々木
給与の支払日	あなたの住所	あなたの氏名	(フリガナ)	あなたの住所
6/3/5/4/1/2/0/1/4/8/5/5/6	東京都渋谷区代々木	鈴木 次郎	鈴木 次郎	東京都渋谷区代々木

～記載に当たっての注意～

◎この申告書は、「同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するもの」です。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(住民税に関する事項を含みます。以下同じです)に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。

◎この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することができます。

○「源泉徴収に係る申告書として使用」・・・令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含む)の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。

○「年末調整に係る申告書として使用」・・・年末調整を行うとき、この申告書を給与の支払者に提出してください。

◎「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。

◎この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受けようとする場合は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。

◎「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載した配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者として申告書を作成して提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」(兼「異動」)を併用して提出してください。

◎「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載した扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載する必要があります。

給与所得者本人の合計所得金額の見積額が 900 万円を超えることにより、源泉控除対象配偶者に該当しないため扶養控除等(異動)申告書に氏名が記載されない同一生計配偶者に定額減税を控除する場合に使用します。

なお扶養控除等(異動)申告書に源泉控除対象配偶者または控除対象配偶者として氏名が記載されている場合は作成不要です。

16 歳未満の年少扶養親族で扶養控除等(異動)申告書に氏名が記載されない扶養親族に定額減税を控除する場合に使用します。

なお住民税に関する事項として 16 歳未満の年少扶養親族の氏名が記載されている場合は作成不要です。

○「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」

「年末調整に係る定額減税のための申告書」は給与所得者本人と同一生計配偶者が年末調整で定額減税の控除を受けるために使用します。

令和 6 年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

勤務先(住所)	給与の支払者	あなたの氏名	(フリガナ)	あなたの住所
サンプルデータ株式会社	サンプルデータ株式会社	鈴木 次郎	鈴木 次郎	東京都渋谷区代々木
給与の支払日	あなたの住所	あなたの氏名	(フリガナ)	あなたの住所
6/3/5/4/1/2/0/1/4/8/5/5/6	東京都渋谷区代々木	鈴木 次郎	鈴木 次郎	東京都渋谷区代々木

～記載に当たっての注意～

◎「基礎控除申告書」は「給与所得者の基礎控除申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」について、次の事項を記載して提出してください。

◎「配偶者控除等申告書」は「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」について、次の事項を記載して提出してください。

◎「所得金額調整控除申告書」は「所得金額調整控除申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」について、次の事項を記載して提出してください。

◎「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載した扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載する必要があります。

給与所得者本人は、年末調整で合計所得金額が 1,805 万円以下である場合に定額減税を控除することができます。

同一生計配偶者は、年末調整では合計所得金額が 48 万円以下で非居住者ではない場合に定額減税を控除することができます。

給与所得者本人は、年末調整で合計所得金額が 1,000 万円を超えると配偶者控除または配偶者特別控除は控除できませんが、合計所得金額が 48 万円以下の同一生計配偶者の定額減税を控除することができます。

※同一生計配偶者と、あなたと生計を一にする配偶者(前年同様)として申告の支払いを受ける人及び扶養親族を指します。1.ご自身の合計所得金額が48万円以下(ご自身の収入が100万円以下)の人はありません。

■ 年調減税事務と源泉徴収簿と源泉徴収票への記載について

年調減税事務とは、年末調整の際に年調所得税額（所得税と復興特別所得税額）からその時点の年調減税額を控除して精算を行うことです。

○ 給与所得者の所得税源泉徴収簿への定額減税額の表示について

手 当 等	6	R06.6.25	370,000	58,783	311,217	2	5,620 △ 5,620			
	7	R06.7.25	370,000	57,673	312,327	2	5,620 △ 5,620			
	8	R06.8.25	370,000	58,783	311,217	2	5,620 △ 5,620			
	9	R06.9.25	370,000	57,673	312,327	2	5,620 △ 5,620			
	10	R08.10.25	370,000	57,673	312,327	2	5,620 △ 5,620			
	11	R08.11.25	370,000	57,673	312,327	2	5,620 △ 5,620			
	12	R08.12.25	370,000	57,673	312,327	2	5,620	△ 53,343	△ 47,723	
	計			4,410,000	699,742	3,710,258		32,240		
	賞 与		R06.7.10	660,000	100,749	559,251	2 (税率 6.128%)	34,259 △ 34,259		
			R08.12.10	830,000	126,035	703,965	2 (税率 6.128%)	43,124 △ 22,021		21,103
							2 (税率 )			

源泉徴収簿の給与と賞与の「算出税額」欄には控除前税額を記入して、その下に控除した月次減税額をマイナスで記入します。

「差引徴収税額」欄には控除前税額から月次減税額を控除した差額を記入して、この金額が源泉徴収された金額になります。

「給与・手当等の税額③」欄と「賞与等の税額④」欄は、月次減税額を控除した後の金額になります。

○ 国税庁の年末調整計算シートの仕様による定額減税の計算について

調 整	差引課税給与所得金額及び算出所得税額 ㉑	1,793,000	㉒	89,650	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ㉓				
	年調所得税額 (マイナスの場合は0) ㉔			89,650	
	年調減税額 ㉕-2			90,000	
	年調減税額控除後の年調所得税額 ㉕-3				
	控除外額 ㉕-4			350	
	年調年税額 (年調所得税額 × 102.1%) ㉖			0	
	差引超過額又は不足額 ㉗			△ 53,343	
	超 過 額 の 精 算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ㉘			5,620
		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額 ㉙			
		差引還付する金額 ㉚			△ 47,723
		同士のうち 本年中に還付する金額 ㉛			△ 47,723
不 足 額 の 精 算	翌年において還付する金額 ㉜				
	本年最後の給与から徴収する金額 ㉝				
	翌年に繰り越して徴収する金額 ㉞				

年末調整では、住宅借入金等特別控除前の「算出所得税額㉒」欄から「住宅借入金等特別控除額㉓」欄を控除した後の「年調所得税額㉔」欄の金額を限度として「年調減税額㉕-2」欄を控除します。

この控除をした残額が「年調減税控除後の年調所得税額㉕-3」欄に表示されますが、控除しきれない場合は0円と表示します。控除しきれなかった金額は「控除外額㉕-4」欄に表示します。

《ご注意》

源泉控除対象者配偶者とならない同一生計配偶者については、配偶者控除等申告書で把握できる者（配偶者控除の対象者のうち源泉控除対象配偶者でない者）を除いて、新たに「年末調整に係る定額減税のための申告書」の提出が必要となり年末調整において控除します。ただし、令和06年6月1日以後最初の給与支払日までに「源泉徴収に係る年末調整のための申告書」が提出された場合は年末調整で定額減税の控除対象となります。

年末調整において配偶者が定額減税の対象となるか否かは「配偶者控除等申告書」または「年末調整に係る定額減税のための申告書」によります。



○ 令和 06 年 6 月 1 日以後に年末調整をして作成する給与所得の源泉徴収票への記載事項

令和6年分		給与所得の源泉徴収票									
支払を受ける者 住所又は居所	東京都港区六本木										
	(受給者番号) 101										
	(個人番号) 1 1 4 5 0 6 7 8 9 1 2 3										
(役職名) 係長											
氏名 (フリガナ) サトウ イチロウ											
佐藤 一郎											
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額						
給与賞与	5,900,000	4,280,000	2,486,526		0						
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である		
		特定	老人	その他			特別	その他	控除の数	控除の数	
有	従有	人	人	人	人	人	人	人	人		
		1	1	1		1	1	1	1		
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
300,000		93,000		33,000							
1,226,526		93,000		33,000							
源泉徴収時所得減税控除済額		89,650		控除外額		350		非控除対象配偶者減税有			
(摘要) 摘要											

所得税の定額減税控除済額と控除しきれなかった額

- 源泉徴収時所得税減税控除済額  
〇〇〇円
- 控除外額  
〇〇〇円

合計所得金額が 1,000 万円超である人の同一生計配偶者（「非控除対象配偶者」という。）の定額減税を控除した場合は以下の記載をします。

- 非控除対象配偶者減税有

■ 「年調所得税額④」 ≥ 「年調減税額④-2」

源泉徴収簿の「年調所得税額④」欄から「年調減税額④-2」欄を控除して「年調減税控除後の年調所得税額④-3」欄に残額がある場合は、源泉徴収票の「源泉徴収時所得税減税控除済額」は「年調減税額④-2」欄の金額になります。また「控除外額」は 0 円になります。

■ 「年調所得税額④」 < 「年調減税額④-2」

「年調所得税額④」欄から「年調減税額④-2」欄を控除して「年調減税控除後の年調所得税額④-3」欄に残額がない場合は、源泉徴収票の「源泉徴収時所得税減税控除済額」は「年調所得税額④」欄の金額になります。また「控除外額」は「控除外額④-4」欄の金額になります。

《ご注意》

令和 06 年 6 月 1 日以後に、国外転出や死亡等により年末調整することとなった場合でも年末調整で定額減税額の計算を同様に行うことができます。

同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）を有する者で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当し、源泉徴収票の摘要欄に同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載している場合であって、その配偶者を定額減税の額の計算に含めた場合には、「非控除対象配偶者減税有」については「減税有」の追記で足りません。

○ 年末調整を行っていない場合の給与所得の源泉徴収票

年末調整を行わずに退職し再就職しない場合や、給与の収入金額が 2,000 万円を超えるなどの理由により年末調整の対象とならなかった人の「給与所得の源泉徴収票」には、定額減税などの記載はありません。なおこの場合の「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額を控除した後の実際の源泉徴収した税額の合計額を記入します。

## 《「VBA PRO 給与計算・年末調整」システムの年末調整の計算と法定調書の作成》

「VBA PRO 給与計算・年末調整」システムの年末調整のデータ入力用フォーム、源泉徴収票と源泉徴収簿および年末調整用申告書などの表示と印刷用のワークシートについて説明します。

### ■ 給与支払報告書・源泉徴収票の電子提出と「給報等統一 CSV データ作成支援ツール」について

eLTAX 地方税ポータルシステムから「給報等統一 CSV データ作成支援ツール」の Excel ファイルが公開されています。このツールは、PCDesk(DL 版)で給与支払報告書・源泉徴収票を提出する際に、市販のソフトウェアで作成した CSV ファイル形式のデータを取り込むことができます。

「VBA 法定調書・電子申告」で作成した CSV ファイルでエラーが表示されてしまう場合に、このツールのガイドンスに従って修正してエラーを解決することができます。

「給報等統一 CSV データ作成支援ツール」のリリースについて（再掲）より  
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/07014>

### ■ 「給報等統一 CSV データ作成支援ツール」のメニュー

#### 給報等統一 CSV データ作成支援ツール

PCDesk(DL版)で、給与支払報告書・源泉徴収票を提出する際に、市販の税務・会計ソフトウェア等で作成したCSVファイル形式のデータを取り込むことができます。本ツールは、CSVファイルを新規に作成する、もしくはCSVファイルの取り込みを行った際に、エラーが表示されてしまい、解決方法がわからないご利用向けの「CSVファイル作成支援ツール」です。

以下の手順にしたがって操作を行うことで、「CSVファイル作成用」シートにエラー箇所が赤く表示されます。ガイドンスに沿って修正を行うことで、エラーを解決することができますのでぜひご活用ください。

操作の詳細は、「給報等統一 CSV データ作成支援ツール操作手引書」をご参照ください。

ファイル取込	チェックしたいCSVファイルの取り込みを行います。 ファイル取込時、すでに「CSVファイル作成用」シートに入力(取込)しているデータは削除されます。 取り込んだデータが既定の項目数と異なる場合、「CSVファイル作成用」シートのA列に「※」と表示されます。 ※取り込みを行った際に、漢字などが正しく表示されない場合は、下の「ファイル取込(UTF-8固定)」ボタンで取り込みを行ってください。
データチェック	CSVデータのチェックを行います。 エラーのある項目が赤く表示されますので、「CSVファイル作成用」シート上で修正し、エラーがなくなるまで、データのチェックを行ってください。
ファイル出力	「CSVファイル作成用」シートの内容を基にCSVファイルを作成します。 ※エラーが残っている場合は、CSVファイルの出力はできません。 ※データチェックにてエラーが発生していない場合も自動でデータ補正していることがあります。 そのため、エラーが発生していない場合もファイル出力を行い、PCDesk(DL版)に取り込んでください。

「VBA 法定調書・電子申告」システムの「開始」メニューから作成した CSV ファイルをこのツールに読込してからデータのエラーチェックをすることができます。

### ■ 「給報等統一 CSV データ作成支援ツール」の操作手引書より

#### (1) ボタンについて

支援ツールに実装されているボタンについて以下の表に示します。

表 1. 各ボタン

項番	ボタン名	概要
1	ファイル取込	CSV ファイルの取り込みを行います。(※)
2	データチェック	CSV ファイルから取り込んだデータや入力したデータのエラーチェックを行います。
3	ファイル出力	入力したデータの値を CSV ファイルとして出力します。
4	データクリア	CSV ファイルから取り込んだデータや入力したデータをクリアします。
5	ファイル取込(UTF-8 固定)	CSV ファイルの取り込みを行います。(※) (漢字などが正しく表示されない場合のみ使用してください)

## ■ 源泉徴収票と給与支払報告書の電子申告での提出について

税制改正により令和 02 年 1 月（前々年）に提出した令和元年年分「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100 枚以上」の場合は、令和 04 年 1 月に提出する令和 03 年年分「給与所得の源泉徴収票」は国税庁の電子申告 e-Tax 又は光ディスク等により提出することが義務となりました。

また報酬や不動産など法定調書の種類ごとに前々年提出した法定調書の提出枚数の「100 枚以上」の判定をします。

また税務署へ提出した「給与所得の源泉徴収票」が 100 枚以上である場合は、令和 04 年年分「給与支払報告書」の提出についても地方税の電子申告 eLTAX 又は電子媒体を利用した「電子提出」が義務となっています。

### 国税庁ホームページ「e-Tax 又は光ディスク等による提出義務基準の引下げについて」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2019/PDF/16.pdf>

「VAB PRO 給与計算・年末調整」「ADO 給与計算・年末調整」「VBAPRO 源泉徴収票・支払調書」「VBA 報酬・料金等支払調書」「VBA 不動産使用料支払調書」システムでは令和 04 年 1 月に提出する令和 03 年年分「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書から国税庁の電子申告 e-Tax と地方税の電子申告 eLTAX での提出に対応します。

国税庁の電子申告 e-Tax と地方税の電子申告 eLTAX で提出するには「VAB PRO 給与計算・年末調整」「ADO 給与計算・年末調整」「VBAPRO 源泉徴収票・支払調書」「VBA 報酬・料金等支払調書」「VBA 不動産使用料支払調書」システムの「開始」メニューの「電子申告データの保存：から年末調整済の令和 03 年年分「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書のデータを CSV ファイルに保存します。

「VBA 法定調書・電子申告」システムの「開始」メニューの「電子申告データの読込」から CSV ファイルのデータを読込んで、令和 03 年年分「給与所得の源泉徴収票」と令和 04 年年分「給与支払報告書」に源泉徴収義務者番号や提出する市区町村のコード番号、生年月日をコード化する作業を行うこととなります。

令和 03 年年分「給与所得の源泉徴収票」と令和 04 年年分「給与支払報告書」に源泉徴収義務者番号や提出する市区町村のコード番号、生年月日をコード化する作業が完了したら、「VBA 法定調書・電子申告」システムの「開始」メニューの「国税庁 e-Tax データの作成」または「地方税 eLTAX データの作成」から CSV ファイルを作成することができます。

「国税庁 e-Tax データの作成」または「地方税 eLTAX データの作成」から作成した CSV ファイルは、国税庁の e-Tax と地方税の eLTAX のサイトで読込んで電子申告することができます。

### 国税庁ホームページ「e-Tax ソフト(WEB 版)で CSV 読込が便利」

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/teishutsu\\_tirashi.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/teishutsu_tirashi.pdf)

■ 「VBA PRO 給与計算・年末調整」システムの「開始」メニューの「電子申告データの保存」から年末調整済の「給与所得の源泉徴収票」など法定調書のデータを CSV ファイルに保存します。



- 「VBA 法定調書・電子申告」システムの「開始」メニューの「電子申告データの読込」から CSV ファイルの「給与所得の源泉徴収票」など法定調書のデータを読込みできます。



- 「VBA 法定調書・電子申告」システムの「給与所得の源泉徴収票」編集用ワークシート

給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書 e-Tax eLTAX用データ

電子申告e-Tax eLTAXのCSVファイル作成用データ

法定調書の提出に必要なデータは補充してください。

給与支払報告書の必須項目は番号が黄色になっていますのでデータが必要です。

データ編集 表示終了

データを住宅借入

2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
整理番号1	本支店等区分番号	提出義務者の住所又は所在地	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の電話番号	整理番号2	提出者の住所又は所在地	提出者の氏名又は名称	訂正表示	年分	支払を受ける者				種別
										住所又は居所	国外住所表示	氏名	役職名	
半角・10文字	半角・5文字	全角・60文字	全角・30文字	半角・15文字	半角・13文字	全角・80文字	全角・30文字	半角・1文字	半角・2文字	全角・80文字	半角・1文字	全角・30文字	全角・15文字	全角・10文字
06121		東京都株式会社03-1234	00122512			0	02	東京都港0		佐藤	一係長			給与賞与
06121		東京都株式会社03-1234	00122512			0	02	東京都港0		鈴木	沙課長			給与賞与
06121		東京都株式会社03-1234	00122512			0	02	東京都練0		高橋	善部長			給与賞与
06121		東京都株式会社03-1234	00122512			0	02	東京都品0		田中	匹係長			給与賞与
06121		東京都株式会社03-1234	00122512			0	02	東京都世0		渡辺	太専務			役員報酬

国税庁ホームページの e-Tax のサイト <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

地方税ポータルサイトの eLTAX のサイト <https://www.eltax.lta.go.jp/>

## ■ 「VBA PRO 給与計算・年末調整」の「編集」と「表示」メニュー

### ■ 「編集」メニュー

「編集」メニューの「所得税源泉徴収簿」ボタンから年末調整用データの登録と編集をします。  
「給与所得源泉徴収票」ボタンから年末調整の計算を実行した後の「給与所得の源泉徴収票」が確認できます。



### ■ 「表示」メニュー



## ■ 「VBA PRO 給与計算・年末調整」システムの年末調整用データの入力

### ○ 給与所得に対する源泉徴収簿の入力用ユーザーフォーム

年末調整用の所得税源泉徴収簿のフォームでデータを給与と賞与のデータを編集できます。

#### ▼給与明細書の源泉徴収簿フォーム

「給与明細の計算」タブの「1月」から「12月」のボタンから給与明細書データの編集ができます。

給与明細書をすでに作成済の場合は、このフォームから支払金額と社会保険料、源泉徴収税額を直接入力することができます。

給与明細書からデータを入力すると、支払金額と社会保険料の訂正はできません。

給与・賞与・年末調整データの入力

整理番号 1 氏名 佐藤 一郎 甲・乙欄区分  甲欄  乙欄 データ検索

給与明細書の計算 | 賞与明細書の計算 | 年末調整の計算 | 表示と印刷処理

給与明細	年月日	支払金額	社会保険料	差引支払額	扶養	課出税額	年調過不足額	差引徴収税額
1月	R05.1.25	350,000	57,947	292,053	0	8,040	0	8,040
2月	R05.2.25	360,000	57,947	302,053	0	5,250	0	5,250
3月	R05.3.25	360,000	57,947	302,053	0	5,250	0	5,250
4月	R05.4.25	370,000	57,977	312,023	2	5,620	0	5,620
5月	R05.5.25	370,000	57,977	312,023	2	5,620	0	5,620
6月	R05.6.25	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
7月	R05.7.25	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
8月	R05.8.25	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
9月	R05.9.25	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
10月	R05.10.25	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
11月	R05.11.25	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
12月	R05.12.25	370,000	57,673	312,327	2	5,620	-139,903	-134,283
計		4,400,000	693,506			69,120		

最初 前へ 次へ 最後 データの変更は保存または移動ボタンで確定します。 保存 クリア キャンセル

#### ▼賞与明細書の源泉徴収簿フォーム

「賞与明細の計算」タブの「賞与1」から「賞与4」のボタンから賞与明細書データの編集ができます。

賞与明細書をすでに作成済の場合は、このフォームから支払金額と社会保険料、源泉徴収税額を直接入力することができます。

賞与明細書からデータを入力すると、支払金額と社会保険料の訂正はできません。

給与・賞与・年末調整データの入力

整理番号 1 氏名 佐藤 一郎 甲・乙欄区分  甲欄  乙欄 データ検索

給与明細書の計算 | 賞与明細書の計算 | 年末調整の計算 | 表示と印刷処理

賞与明細	年月日	支払金額	社会保険料	差引支払額	扶養	課出税額	年調過不足額	差引徴収税額
第1回	R05.7.10	660,000	100,749	559,251	2	34,259	0	34,259
				賞与税率 %		6.126		
第2回	R05.12.10	830,000	126,035	703,965	2	43,124	0	43,124
				賞与税率 %		6.126		
第3回		0	0	0	2	0	0	0
				賞与税率 %		0.000		
第4回		0	0	0	2	0	0	0
				賞与税率 %		0.000		
計		1,490,000	226,784			77,383		

賞与の税率は税率表から参照するか、賞与税率ボタンで前月給与データから計算して下さい

最初 前へ 次へ 最後 データの変更は保存または移動ボタンで確定します。 保存 クリア キャンセル

## ○ 年末調整データの入力用ユーザーフォーム

年末調整のために社会保険料の申告控除分、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除、配偶者控除、扶養控除や住宅借入金等特別控除のボタンから控除金額のデータを入力できます。

給与・賞与・年末調整データの入力

整理番号 1 氏名 佐藤 一郎 甲・乙欄区分 甲欄 乙欄 データ検索

給与明細書の計算 | 賞与明細書の計算 | 年末調整の計算 | 表示と印刷処理

年末調整の計算実行

年末調整のデータを入力したら計算実行ボタンで年末調整を行って下さい。

区分	金額	税額	税額
給与・手当等	4,400,000	69,120	算出年税額 70,500
賞与等	1,490,000	77,383	住宅借入金等特別控除 64,000
計	5,890,000	146,503	年調所得税額(赤字の場合0) 6,500
給与所得控除後の給与等額	4,270,400		年調年税額(年調所得税額×102.1%) 6,600
所得金額調整控除	0		差引超過額又は不足額 -139,903
給与所得金額(調整控除後)	4,270,400		超過額の精算 最後の給与の徴収税額に充当金額 5,620
社会保険料控除額	920,290		未払給与の未徴収税額に充当金額 0
申告控除分	0		差引還付する金額 -134,283
小規模企業共済控除額	300,000		同上 本年中に還付する金額のうち 翌年において還付する金額 -134,283
生命保険料控除額	95,000		不足額の精算 最後の給与から徴収する金額 0
地震保険料控除額	35,000		翌年に繰り越し徴収する金額 0
配偶者(特別)控除額	380,000		前職分データ 前職会社名
扶養・障害者控除額	650,000		給与支給額
基礎控除額	480,000		社会保険料
所得控除額の合計額	2,860,290		源泉徴収税額
課税給与所得金額	1,410,000		

年末調整後の源泉徴収税額の超過額又は不足額は給与又は賞与の欄に転記します。

就職 退職

未成年者 死亡退職 外国人 災害者

最初 前へ 次へ 最後 データの変更は保存または移動ボタンで確定します。

保存 クリア キャンセル

年末調整用のデータは

- 「所得金額調整控除」
- 「申告控除分」
- 「生命保険料控除額」
- 「地震保険料控除額」
- 「配偶者(特別)控除」
- 「扶養・障害者・基礎控除」
- 「住宅借入金等特別控除」

のボタンをクリックして入力します。

年末調整のデータを入力したら、「年末調整の計算実行」ボタンをクリックします。

給与・賞与・年末調整データの入力

整理番号 1 氏名 佐藤 一郎 甲・乙欄区分 甲欄 乙欄 データ検索

給与明細書の計算 | 賞与明細書の計算 | 年末調整の計算 | 表示と印刷処理

住所氏名・社会保険 住所氏名と社会保険のデータを編集します。

源泉徴収簿の印刷 給与所得の源泉徴収簿を印刷します。

源泉徴収票の表示 給与所得の源泉徴収票を表示します。

源泉徴収票の印刷 給与所得の源泉徴収票を印刷します。

保険料・配偶者控除申告書 給与所得者の保険料控除申告書と配偶者控除等申告書を印刷します。

扶養控除等(異動)申告書 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を印刷します。

支給区分 給与賞与

受給者番号 101

摘要

前職会社名

前職会社住所

退職年月日 0

源泉徴収票を税務署への提出する 法人の役員の場合は、社員フォームの「支給区分」で「役員報酬」を選択して下さい。

最初 前へ 次へ 最後 データの変更は保存または移動ボタンで確定します。

保存 クリア キャンセル

「給与所得の源泉徴収票」に記載する「受給者番号」「摘要」「支給区分」のデータを入力することができます。

追加情報として前職分の会社住所と退職年月日が入力できます。

## 「VBA PRO 給与計算・年末調整」システムの年末調整データの入力

### 生命保険料・地震保険料・社会保険料・小規模企業共済掛金のデータ入力用フォーム

生命保険契約の種類	保険会社等の名称	保険の種類	保険金受取人	続柄	支払保険料
新保険料・一般生命保険					0
旧保険料・一般生命保険	日本生命保険			本人	220,000
介護医療保険					0
新保険料・個人年金保険					0
旧保険料・個人年金保険	第一生命保険			本人	80,000

地震保険の種類	保険会社等の名称	保険の種類	支払保険料
地震保険	東京海上日動火災保険		35,000
旧長期損害保険			0

社会保険の種類	支払保険料
	0
	0

小規模企業共済等掛金控除 0

生命保険の新契約は平成24年1月1日以降に契約した新制度の保険契約です。  
平成23年12月31日以前に契約した旧制度の保険契約である旧契約と区分して、一般生命保険と介護医療保険および個人年金保険ごとに支払保険料を合計して入力してください。

OK キャンセル

### ○ 給与所得者の保険料控除申告書

生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除は「給与所得者の保険料控除申告書」から計算します。

生命保険料は、新保険料等の一般の生命保険料と旧保険料等の一般の生命保険料、介護医療保険料、新保険料等の個人年金保険料と旧保険料等の個人年金保険料の5つに区分して支払額を入力します。

### ☆ 生命保険料控除の計算について

平成24年1月1日以後の介護医療保険契約等により支払った保険料等について適用限度額4万円の介護医療保険料控除が創設されました。

平成24年1月1日以後の保険契約等による保険料等（以下「新保険料等」といいます。）は、一般の生命保険料と介護医療保険料および個人年金保険料の区分で控除額を計算して、それぞれ適用限度額は4万円で合計した生命保険料控除額は12万円に拡大されました。

平成23年12月31日以前の保険契約等による保険料等（以下「旧保険料等」といいます。）は、一般の生命保険料と個人年金保険料の区分で控除額を計算して、それぞれ適用限度額5万円で合計した生命保険料控除額は10万円になりました。

このためその年中に支払った生命保険料は、保険契約等の締結時期または変更時期により「新生命保険料」、「旧生命保険料」、「介護医療保険料」、「新個人年金保険料」、「旧個人年金保険料」の5つに区分されます。



## ■ 「給与所得者の配偶者控除等申告書」へのデータ入力手順について

「給与所得者の配偶者控除等申告書」では、申告者と配偶者の不動産所得や事業所得、雑所得などの所得金額から合計所得金額を計算することになります。  
 最新版のバージョンアップでは、申告者と配偶者の不動産所得や事業所得、雑所得などを入力して配偶者控除と配偶者特別控除を計算できるように変更しました。  
 年末調整までには、令和02年分「給与所得者の配偶者控除等申告書」に対応するためにファイルの差し替えをお願いします。

## ■ 「VBA PRO 給与計算・年末調整」の「源泉徴収簿」の入力フォーム

「編集」メニューから「源泉徴収簿」を選択して「年末調整の計算」タブに移動します。

「配偶者（特別）控除」ボタンから配偶者控除または配偶者特別控除の控除額を入力します。

「合計所得金額」のフォームから申告者と配偶者の合計所得金額を入力します。

## ■ 申告者と配偶者の合計所得金額の入力フォーム

申告者と配偶者の合計所得金額データの入力

申告者の合計所得金額データ | 配偶者の合計所得金額データ |

申告者の氏名 佐藤 一郎 S45.8.5

収入金額 必要経費(控除額) 所得金額

給与所得	5,900,000		4,280,000
事業所得	0	0	0
雑所得	850,000	800,000	250,000
配当所得	5,000,000	0	5,000,000
不動産所得	0	0	0
退職所得	0	0	0
上記以外所得	0	0	0
合計所得金額	0	0	9,430,000

給与収入が一定の条件で950万円を超えたり、公的年金等がある場合に所得金額調整控除を減算します。

自社以外の他社からの給与収入を入力する

他社の給与収入 所得金額調整控除額

0 0

100,000

雑所得をすべて公的年金等で計算する

公的年金等に係る雑所得の公的年金等控除額を計算します。公的年金等控除額は年金受給者の年齢と公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超えると変動します。

特定役員で退職所得を2分の1計算しない

一時所得又は長期譲渡所得は2分の1計算する

退職所得は勤続年数から計算した退職所得控除額を直接入力します。

配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に配偶者控除が適用できます。給与の支払いを受ける人の合計所得金額が800万円を超えると配偶者控除の金額は変動します。

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除と配偶者特別控除は適用できません。

申告者と配偶者の合計所得金額から配偶者控除額と配偶者特別控除額を計算します。

○ K キャンセル

申告者（給与の支払いを受ける人）の事業所得、雑所得、配当所得、不動産所得、その他の所得の収入金額と必要経費を入力して合計所得金額を計算します。

申告者の合計所得金額が900万円を超えると配偶者控除または配偶者特別控除の控除額が変動します。

申告者の合計所得金額が1000万円を超えると配偶者控除または配偶者特別控除の適用はありません。

申告者と配偶者の合計所得金額データの入力

申告者の合計所得金額データ | 配偶者の合計所得金額データ |

配偶者の氏名 佐藤 洋子 S50.12.14

収入金額 必要経費(控除額) 所得金額

給与所得	850,000		300,000
事業所得	0	0	0
雑所得	0	0	0
配当所得	0	0	0
不動産所得	0	0	0
退職所得	0	0	0
上記以外所得	0	0	0
合計所得金額	0	0	300,000

給与収入と公的年金等がある場合に所得金額調整控除を減算します。

所得金額調整控除額

0

雑所得をすべて公的年金等で計算する

公的年金等に係る雑所得の公的年金等控除額を計算します。公的年金等控除額は年金受給者の年齢と公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超えると変動します。

特定役員で退職所得を2分の1計算しない

一時所得又は長期譲渡所得は2分の1計算する

退職所得は勤続年数から計算した退職所得控除額を直接入力します。

配偶者の合計所得金額が48万円を超えて133万円以下の場合に配偶者特別控除は適用できます。給与の支払いを受ける人の合計所得金額が900万円を超えると配偶者特別控除の金額は変動します。

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除と配偶者特別控除は適用できません。

申告者と配偶者の合計所得金額から配偶者控除額と配偶者特別控除額を計算します。

○ K キャンセル

配偶者の事業所得、雑所得、配当所得、不動産所得、その他の所得の収入金額と必要経費を入力して合計所得金額を計算します。

配偶者の合計所得金額が48万円を超えると配偶者控除の適用はありません。

配偶者の合計所得金額が133万円を超えると配偶者特別控除の適用はありません。

### 《ご注意》

申告者の合計所得金額の見積額は2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合の収入金額と所得金額は2以上の給与の総額により計算します。このため収入金額が850万円を超えて所得金額調整控除を適用できる場合の合計所得金額の見積額は、2以上の給与の給与収入の総額から計算した所得金額調整控除額を差し引いて計算します。

このシステムは年末調整の対象となる給与収入が850万円を超えて所得金額調整控除を適用している場合に、2以上の給与収入も加算して所得金額調整控除を再計算します。

2以上の給与収入を加算して850万円を超える場合には、所得金額調整控除は再計算しないのでご注意ください。

申告者と配偶者に退職所得がある場合は、勤続年数から計算した退職所得控除額を差し引く退職所得の計算には対応していないので、その他の所得欄に所得金額を入力してください。

一時所得又は長期譲渡所得は、2分の1を乗じて所得金額を計算しますので「2分の1計算」にチェックを付けてください。

## ■ 配偶者控除または配偶者特別控除の入力フォーム

配偶者控除と配偶者特別控除データの入力

配偶者控除のデータ | 配偶者特別控除のデータ

配偶者の氏名	フリガナ	生年月日	配偶者控除
個人番号	非居住者の区分		
佐藤 洋子	サトウ ヨウコ	S50.12.14	区分 一般配偶者
124567890123	30歳未満又は70歳以上		控除額 380,000

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除の適用はありません。(障害者控除は適用できます。)

老人控除対象配偶者 70才以上で老人控除対象配偶者 昭和29年1月1日以前に生まれた人

源泉控除対象配偶者

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額が95万円以下の場合は源泉控除対象配偶者になります。

給与の支払いを受ける人の合計所得金額	8,280,000
配偶者の合計所得金額	480,000

O K キャンセル

申告者と配偶者の合計所得金額から、配偶者控除の控除額を計算します。

申告者の合計所得金額が1000万円を超えると、配偶者控除は適用がありません。

配偶者の合計所得金額が48万円を超えると、配偶者控除の適用はありません。

### 《ご注意》

「源泉控除対象配偶者」は、申告者の合計所得金額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額が85万円以下の場合にチェックを付けることができます。

配偶者控除と配偶者特別控除データの入力

配偶者控除のデータ | 配偶者特別控除のデータ

配偶者の氏名	フリガナ	生年月日
個人番号		
佐藤 洋子	サトウ ヨウコ	S50.12.14
124567890123		

配偶者特別控除の適用

有  無

配偶者の給与収入	1,030,000	480,000
配偶者の給与以外の所得金額		0
配偶者の合計所得金額		480,000
配偶者特別控除額		0

給与の支払を受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者特別控除は適用できません。

配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合又は133万円を超える場合は配偶者特別控除は適用できません。

O K キャンセル

「配偶者特別控除の適用」の「有」にチェックを付けます。

申告者と配偶者の合計所得金額から、配偶者特別控除の控除額を計算します。

申告者の合計所得金額が1000万円を超えると、配偶者特別控除は適用がありません。

配偶者の合計所得金額が133万円を超えると、配偶者特別控除の適用はありません。

### 《ご注意》

配偶者が一般障害者または特別障害者に該当する場合は、「扶養・障害者控除」のボタンから入力することができます。

控除対象配偶者として配偶者控除を計算するときのみ障害者控除が適用できますのでご注意ください。(配偶者特別控除として控除額を計算する場合は、障害者控除は適用できません。)

## 配偶者控除・扶養控除・障害者控除のデータ入力用フォーム

申告者・配偶者・扶養控除・障害者控除データの入力

申告者のデータ | 配偶者のデータ | 扶養親族のデータ

申告者の氏名	フリガナ	生年月日	寡婦控除・ひとり親控除	障害者控除
個人番号				
佐藤 一郎	サトウ イチロウ	S45.8.6	区分 該当なし	区分 該当なし
114506789123			控除額	控除額

生年月日は H10.10.20 のように入力して下さい。

給与の支払いを受ける人の合計所得金額	4,270,400
配偶者の合計所得金額	450,010

**寡婦控除** 申告者が女性で合計所得金額が500万円以下の寡婦であるときの控除（離婚は子供以外の扶養親族有が要件）

**ひとり親控除** 申告者が子供のいるひとり親で合計所得金額が500万円以下のときの控除

**特別障害者**  
 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人  
 精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人  
 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、障害等級が1級の人  
 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人のうち、障害の程度が1級又は2級の人  
 戦傷病者手帳の交付を受けている人のうち、障害の程度が恩給法別表第1号表/2の特別項症から第三項症までの人  
 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人  
 常に就床を要し、複雑な介護を要する人  
 精神又は身体に障害がある65歳以上の人で、町村長や福祉事務所超の認定を受けている人

控除対象扶養親族が5名を超える場合または年少扶養親族が5名を超える場合は、源泉徴収簿に控除合計金額で直接入力して下さい。

O K キャンセル

### ○ 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除には「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」から計算します。

### ▼申告者データの入力

給与の支払を受ける人の、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除のデータを入力します。

申告者・配偶者・扶養控除・障害者控除データの入力

申告者のデータ | 配偶者のデータ | 扶養親族のデータ

配偶者の氏名	フリガナ	生年月日	配偶者控除	障害者控除
個人番号	非居住者の区分			
佐藤 洋子	サトウ ヨウコ	S35.01.02	区分 一般配偶者	区分 該当なし
124567890123	30歳未満又は70歳以上		控除額 380,000	控除額

源泉控除対象配偶者 給与の支払いを受ける人の合計所得金額が900万円以下で配偶者の合計所得金額が95万円以下の人は源泉控除対象配偶者になります。  
 同一生計配偶者は所得者と生計を一にする配偶者で本年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

**特別障害者**と同居している場合には同居特別障害者を選択します。  
 給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除は適用ありません。（障害者控除は適用できます。）

**老人控除対象配偶者** 70才以上で老人控除対象配偶者  
 昭和29年1月1日以前に生まれた人

**年少扶養親族** 16才未満で年少扶養親族（扶養控除額は0円ですが障害者控除は適用できます。）  
 平成20年1月2日以後に生まれた人

**特定扶養親族** 19歳以上23才未満で特定扶養親族  
 平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた人

**老人扶養親族** 70才以上で老人扶養親族  
 昭和29年1月1日以前に生まれた人

**同居老親等** 老人扶養親族のうち所得者または配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）と同居している人

控除対象扶養親族が5名を超える場合または年少扶養親族が5名を超える場合は、源泉徴収簿に控除合計金額で直接入力して下さい。

O K キャンセル

### ▼配偶者データの入力

控除対象配偶者の配偶者控除と障害者控除のデータを入力します。

配偶者の氏名、フリガナ、生年月日と個人番号および非居住者の区分を入力します。

申告者・配偶者・扶養控除・障害者控除データの入力

申告者のデータ | 配偶者のデータ | 扶養親族のデータ

扶養親族の氏名	フリガナ	生年月日	扶養控除	障害者控除
個人番号	続柄	非居住者の区分		
佐藤 太郎	サトウ タロウ	H10.3.26	区分 一般扶養親族	区分
134567891223	子	30歳以上70歳未満 留学生	控除額 380,000	控除額
佐藤 花子	サトウ ハナコ	R01.5.1	区分 年少扶養親族	区分 一般障害者
145678922345	子	30歳以上70歳未満 38万円以下	控除額 0	控除額 270,000

年少扶養親族は5名まで入力できます。

控除対象扶養親族が5名を超える場合または年少扶養親族が5名を超える場合は、源泉徴収簿に控除合計金額で直接入力して下さい。

O K キャンセル

### ▼ 扶養親族データの入力

控除対象扶養親族および年少扶養親族の扶養控除と障害者控除のデータを入力します。

控除対象扶養親族および年少扶養親族の氏名、フリガナ、生年月日と個人番号および非居住者の区分を入力します。

■ 令和 05 年分からの非居住者の区分の入力と源泉徴収票と扶養控除等(異動)申告書への表示について

令和 5 年 1 月以降に適用される国外居住親族に係る扶養控除の見直しにより「給与所得の源泉徴収票」「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の様式を修正しました。

■ 源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族への非居住者の区分の入力

申告者のデータ | 配偶者のデータ | 扶養親族のデータ

配偶者の氏名	フリガナ	生年月日	配偶者控除	障害者控除
個人番号	住所	非居住者の区分	控除額	控除額
佐藤 洋子	サトウ ヨウコ	S35.01.02	区分 一般配偶者	区分 該当なし
124567890123		30歳未満又は70歳以上	控除額 380,000	控除額

源泉控除対象配偶者  終身の支払いを受ける人の合計所得金額が500万円以下で配偶者の合計所得金額が95万円以下の人は源泉控除対象配偶者になります。  
 同一年計配偶者は所得者と生計を一にする配偶者で本年中の所得の見込額が4万円以下の人をいいます。  
 特別障害者で既述している場合には同票特別障害者を選択します。  
 給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除は適用ありません。(障害者控除は適用できます。)

老人控除対象配偶者 70歳以上で老人控除対象配偶者  
 昭和29年1月1日以前に生まれた人  
 年少扶養親族 16歳未満で年少扶養親族(扶養控除額は0円ですが障害者控除は適用できます。)  
 平成20年1月2日以後に生まれた人  
 特定扶養親族 19歳以上23歳未満で特定扶養親族  
 平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた人  
 老人扶養親族 70歳以上で老人扶養親族  
 昭和29年1月1日以前に生まれた人  
 同居老親等 老人扶養親族のうち所得者または配偶者の直系尊属(父母、祖父母など)で同居している人

控除対象扶養親族が5名を超える場合または年少扶養親族が5名を超える場合は、源泉徴収票に控除合計金額で直接入力して下さい。

令和 05 年分以降の「控除対象扶養親族の区分」の表示が変更されました。

控除対象扶養親族の区分

空欄 居住者

- 01 非居住者 (30 歳未満又は 70 歳以上)
- 02 非居住者 (30 歳以上 70 歳未満、留学生)
- 03 非居住者 (30 歳以上 70 歳未満、障害者)
- 04 非居住者 (30 歳以上 70 歳未満、38 万円以上送金)

申告者のデータ | 配偶者のデータ | 扶養親族のデータ

扶養親族の氏名	フリガナ	生年月日	扶養控除	障害者控除
個人番号	住所	非居住者の区分	控除額	控除額
佐藤 太郎	サトウ タロウ	30歳以上70歳未満 留学生	控除額 380,000	控除額
佐藤 花子	サトウ ハナコ	R01.5.1	区分 年少扶養親族	区分 一般障害者
145678922345		30歳以上70歳未満 38万円以上送金	控除額 0	控除額 270,000

年少扶養親族は5名まで入力できます。

控除対象扶養親族が5名を超える場合または年少扶養親族が5名を超える場合は、源泉徴収票に控除合計金額で直接入力して下さい。

給与所得の源泉徴収票を e-Tax 又は光ディスク等で税務署へ提出する場合、居住者の区分には「00」と記載します。

「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいいます。

「38 万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者をいいます。

なお、30 歳以上 70 歳未満の非居住者が上記 02~04 の要件に複数該当する場合はいずれかひとつを記載します。

■ 「給与所得の源泉徴収票 (給与支払報告書)」への非居住者の区分の表示

氏名	佐藤 洋子	区分	
個人番号	1 2 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
氏名	佐藤 太郎	区分	02
個人番号	1 3 4 5 6 7 8 9 1 2 2 3		
氏名		区分	
個人番号			
氏名		区分	
個人番号			
氏名		区分	
個人番号			

16歳未満の扶養親族

中途・退職 5 受給者生年月日 昭和 45 8 6

支払者 個人番号又は法人番号又は住所(居所)又は所在地氏名又は名称 (電話)

《ご注意》

「給与所得の源泉徴収票」の表示シートでは「源泉控除対象配偶者」と「16 歳未満の扶養親族」の「非居住者の区分」には 00 から 04 は表示されなくなっています。

(入力用の年末調整フォームには確認のために 00 から 04 が表示されます。)

ただし「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「源泉控除対象配偶者」の「非居住者の区分」と住民税に関する事項の「控除対象外国扶養親族」欄に○を付けるために「源泉控除対象配偶者」と「16 歳未満の扶養親族」にも「非居住者の区分」の入力は必要になります。

## ■ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」への非居住者の区分の表示

あなたに源泉控除対象配偶者や扶養控除がなく、かつ、あなた自身が障害者、高齢者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号											老人扶養親族 特定扶養親族	本年中の 所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実	
		あなたとの続柄							生年月日							
源泉控除対象配偶者	サトウ ヨウコ	1	2	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3			
	佐藤 洋子								S35.01.02							
主たる給与から控除を受ける 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平成 年1月1日以前生)	1 サトウ タロウ	1	3	4	5	6	7	8	9	1	2	2	3			30歳以上70歳未満 留学生
	佐藤 太郎	子							H10.3.26							
	2															
	3															
	4															
5																

- 主たる給与から控除する控除対象扶養親族（16歳以上）の「非居住者である親族」欄を変更しています。
- 住民税に関する事項の16歳未満の扶養親族に「控除対象外国外扶養親族」欄を追加しています。
- 住民税に関する事項に「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄を追加しました。
- 住民税に関する事項に「寡婦・ひとり親」欄を追加しました。

### 《ご注意》

「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」でその年の最初の給与の支払い後に源泉控除対象配偶者、扶養控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除の変更があった場合でも、変更後の人数と一人当たりの控除額は「当初」欄に表示されます。

「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄の入力と計算には対応していません。

ただし配偶者や扶養親族が退職所得等を含めることで合計所得金額が48万円を超えるため所得税では控除対象にならない人でも、住民税は控除対象になります。

令和06年分の給与支払報告書へ16歳未満の扶養親族の「控除対象外国外扶養親族」と「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」を表示する方法が判明しましたらシステムのバージョンアップで対応します。

## ■ 非居住者の区分の入力について

令和05年分以降の「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」の「控除対象扶養親族の区分」の表示が変更されています。

控除対象扶養親族の区分

空欄 居住者

- 01 非居住者（30歳未満又は70歳以上）
- 02 非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）
- 03 非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）
- 04 非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）

- ※ 給与所得の源泉徴収票をe-Tax又は光ディスク等で税務署へ提出する場合、居住者の区分には「00」と記載します。「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいいます。「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者をいいます。なお、30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合はいずれかひとつを記載します。

- 「(源泉・特別)控除対象配偶者」の「区分」に「01」から「04」の非居住者が入力された場合、「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」に「○」が表示されます。
- 「16歳未満の扶養親族」の「区分」に「01」から「04」の非居住者が入力された場合、「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」に「○」が表示されます。

## ■ 「給与所得者の基礎控除申告書」と「所得金額調整控除申告書」

「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」が設けられました。年末調整において基礎控除又は子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までにそれぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を給与の支払者に提出しなければならないこととされました。

## ■ 「給与所得者の基礎控除申告書」で基礎控除額を計算する

### 給与所得者の基礎控除の入力フォーム

基礎控除申告書データの入力

申告者の合計所得金額 24,561,000

基礎控除額 160,000

基礎控除額は申告者の合計所得金額の見積額が2,400万円超で2,450万円以下の場合32万円、2,450万円超で2,500万円以下の場合16万円、2,500万円を超えると0円になります。

給与等の収入金額が2,000万円を超えると年末調整をすることができません。基礎控除申告書の提出があった場合は基礎控除額の計算をします。

OK キャンセル

基礎控除は、所得者の合計所得金額が2,500万円以下である場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から48万円を限度として、所得者の合計所得金額の見積額に応じた金額を控除します。

### 給与所得者の基礎控除申告書

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	2,280,000	1,516,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		23,045,000
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		24,561,000

○控除額の計算

判定	控除額
<input checked="" type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円
<input type="checkbox"/> 900万円超950万円以下 (B)	
<input type="checkbox"/> 950万円超1,000万円以下 (C)	
<input type="checkbox"/> 1,000万円超2,400万円以下	32万円
<input type="checkbox"/> 2,400万円超2,450万円以下	16万円
<input checked="" type="checkbox"/> 2,450万円超2,500万円以下	

区分 I

A

(右のA～Cを記載)

基礎控除の額

160,000

※に記載してください。

所得者の合計所得金額の区分の判定及び控除額の記載  
「所得者の合計所得金額の見積額」で計算した合計額を基に「控除額の計算」の表の「判定」欄の「900万円以下 (A)」から「2,450万円超 2,500万円以下」までの該当するチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

「区分 I」欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の控除額の計算において使用します。配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けない場合は「区分 I」欄を記載する必要はありませんが、このシステムでは自動的に表示されます。

### 《ご注意》

「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」は、年末調整で基礎控除、所得金額調整控除、配偶者控除・配偶者特別控除を適用するためには必ず提出しなければなりません。基礎控除は、合計所得金額 2,500万円以下で適用が受けられるので、ほとんどの年末調整対象者は基礎控除申告書部分を記入して提出をする必要があります。

## ■ 「所得金額調整控除申告書」で所得金額調整控除額を計算する

所得金額調整控除は、所得者（その年中の給与の収入金額が 850 万円を超える人に限ります。）が、特別障害者に該当する場合又は年齢 23 歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合に、その所得者本人の給与所得の金額から 15 万円を限度として、給与の収入金額（その給与の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を給与所得の金額から控除するものです。

同一世帯の夫婦において、夫婦の両方がその年中の給与の収入金額が 850 万円を超えて、年齢 23 歳未満の扶養親族に該当する子どもがいると、扶養控除とは異なり、その夫婦の両方が所得金額調整控除を受けることができます。このシステムでは、扶養控除の子どもの氏名と個人番号をリスト選択できますが、扶養控除でない子どもの氏名と個人番号は直接申告書に記入してください。

### 給与所得者の所得金額調整控除の入力フォーム

「所得金額調整控除の要件」が以下の要件の 2 以上の項目に該当する場合は、いずれか 1 つの項目にチェックを付けます。

- ・ 所得者が特別障害者である
- ・ 同一生計配偶者が特別障害者である
- ・ 扶養親族が特別障害者である
- ・ 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する

同一生計配偶者又は扶養親族の氏名のリストから個人番号と生年月日が検索できます。

年末調整では、年末調整の対象となる給与等の収入金額から所得金額調整控除額を計算します。

## 給与所得者の所得金額調整控除申告書

### 《ご注意》

「給与所得の源泉徴収票」の「摘要」への特別障害者に該当する人又は年齢 23 歳未満の扶養親族の記載について

- ・ 本人が特別障害者 ⇒ 記載不要（「本人が障害者」の「特別」欄に「○」を付します。）
- ・ 同一生計配偶者が特別障害者 ⇒ 同一生計配偶者の氏名（同配）
- ・ 扶養親族が特別障害者 ⇒ 扶養親族の氏名（調整）
- ・ 扶養親族が年齢 23 歳未満 ⇒ 扶養親族の氏名（調整）

ただし上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が「(源泉・特別) 控除対象配偶者」「控除対象扶養親族」「16 歳未満の扶養親族」に記載されている場合は省略できます。



## ■ 所得金額調整控除と所得者の合計所得金額の見積額

所得金額調整控除には「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」と「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除」があります。

### 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除は、給与の収入金額が 850 万円を超える人が特別障害者に該当する場合又は年齢 23 歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合の所得金額調整控除で、年末調整では対象となる給与等の収入金額のみから計算します。ただし、合計所得金額の見積額は 2 以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合の収入金額と所得金額は 2 以上の給与の総額により計算します。このため収入金額が 850 万円を超えて所得金額調整控除を適用できる場合の合計所得金額の見積額は、2 以上の給与の給与収入の総額から計算した所得金額調整控除額を差し引いて計算します。

給与の収入金額（2 以上の給与の総額）が 850 万円を超えて所得金額調整控除を適用できる場合  
 [算式] (給与の収入金額 (※) - 850 万円) × 10% ※ 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円

### 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除は、給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する人の所得金額調整控除のため年末調整では適用を受けることはできません。ただし、確定申告により所得金額調整控除の適用を受けようとする人が年末調整の際に合計所得金額の見積額を計算するときは、給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除を差し引いて合計所得金額の見積額を計算します。

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合  
 [算式] 給与所得控除後の給与等の金額 + 公的年金等に係る雑所得の金額 - 10 万円

※ 令和 02 年分から公的年金等に係る雑所得の公的年金等控除額の計算が変更されています。

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超えますので所得金額調整控除の 10 万円を差し引いて合計所得金額を計算します。

### 所得者の合計所得金額の要件

- ・配偶者控除 (1,000 万円)
- ・配偶者特別控除 (1,000 万円)
- ・源泉控除対象配偶者 (900 万円)
- ・ひとり親控除 (500 万円)
- ・寡婦控除 (500 万円)
- ・基礎控除 (2,400 万円)

合計所得金額の見積額の計算表	あなたの合計所得金額データ				配偶者の合計所得金額データ				
	所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額	所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額	
あなたの合計所得金額(見積額)	給与所得 (1)	5,900,000		4,280,000	給与所得 (1)	850,000		300,000	
	事業所得 (2)				事業所得 (2)				
	雑所得 (3)	850,000	600,000	250,000	雑所得 (3)				
	配当所得 (4)	5,000,000		5,000,000	配当所得 (4)				
	不動産所得 (5)				不動産所得 (5)				
	退職所得 (6)				退職所得 (6)				
	(1) から (6) 以外の所得者の合計額 (7)				(1) から (6) 以外の所得者の合計額 (7)				
所得の合計額				9,430,000	所得の合計額				300,000
				所得金額調整控除(給与)					
				所得金額調整控除(年金)					100,000
					所得金額調整控除(年金)				

■ 「給与所得者の配偶者控除等申告書」で配偶者控除を計算する

「給与所得者の配偶者控除等申告書」で、配偶者控除の控除額を計算します。

配偶者控除・配偶者特別控除データの入力

配偶者控除のデータ | 配偶者特別控除のデータ |

配偶者の氏名 フリガナ 生年月日 配偶者控除  
 個人番号 非居住者の区分  
 佐藤 洋子 サトウ ヨウコ S50.12.14 区分 一般配偶者  
 個人番号 124567890123  非居住 控除額 260,000

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除は適用がありません。(障害者控除は適用できます。)

老人控除対象配偶者  70才以上で老人控除対象配偶者 昭和28年1月1日以前に生まれた人  源泉控除対象配偶者

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額が95万円以下の場合は源泉控除対象配偶者になります。

給与の支払いを受ける人の合計所得金額 9,280,000  
 配偶者の合計所得金額 300,000

OK キャンセル

所得者の本年中の合計所得金額の見積額は、下記のように9,280,000円となり、区分Ⅰは「900万円超950万円以下」でBになります。

申告者の合計所得金額  
 9,280,000円 = 給与所得 4,280,000円 + 不動産所得 5,000,000円

配偶者の合計所得金額 300,000円  
 = 給与所得 300,000円

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額は、下記のように300,000円となるため、区分Ⅱは「38万円以下かつ年齢70歳未満」で②になります。

配偶者の合計所得金額は300,000円となるため配偶者控除は適用できます。配偶者控除の控除額は基礎控除申告書の区分ⅠがBと配偶者控除等申告書の区分Ⅱの②から260,000円になります。

給与所得者の配偶者控除等申告書

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	5,900,000	4,280,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		5,000,000
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		9,280,000

○控除額の計算

判定	区分	基礎控除の額
<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	区分Ⅰ	48万円
<input type="checkbox"/> 900万円超950万円以下 (B)	B	480,000
<input type="checkbox"/> 950万円超1,000万円以下 (C)		
<input type="checkbox"/> 1,000万円超2,400万円以下		
<input type="checkbox"/> 2,400万円超2,450万円以下		
<input type="checkbox"/> 2,450万円超2,500万円以下		

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	850,000	300,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		300,000

判定

<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳以上 <老人控除対象配偶者に該当>	①	配偶者控除
<input checked="" type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳未満	②	配偶者控除
<input type="checkbox"/> 48万円超95万円以下	③	配偶者特別控除
<input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下	④	配偶者特別控除

区分Ⅱ ②

配偶者控除の額 260,000

配偶者特別控除の額

区分Ⅱ

区分	①(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額) (年収)金額)										
	48万円以下かつ年齢70歳以上かつ年齢70歳未満	48万円以下かつ年齢70歳未満	48万円以下かつ年齢70歳未満	48万円以下かつ年齢70歳未満	48万円以下かつ年齢70歳未満	48万円以下かつ年齢70歳未満	48万円以下かつ年齢70歳未満	48万円以下かつ年齢70歳未満	48万円以下かつ年齢70歳未満	48万円以下かつ年齢70歳未満	
①	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
②	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
③	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	7万円	4万円	2万円	1万円

配偶者控除 配偶者特別控除

■ 「給与所得者の配偶者控除等申告書」で配偶者特別控除を計算する

「給与所得者の配偶者控除等申告書」で、配偶者特別控除の控除額を計算します。

所得者の本年中の合計所得金額の見積額は、下記のように7,280,000円となるため、区分Ⅰは「900万円以下」でAになります。

申告者の合計所得金額7,280,000円＝給与所得7,280,000円

配偶者の合計所得金額1,250,000円＝給与所得1,250,000円

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額は、下記のように1,250,000円となるため、区分Ⅱは「95万円超125万円以下」で④になります。

配偶者の合計所得金額は1,250,000円となるため配偶者控除は適用がありません。配偶者特別控除の控除額は、基礎控除申告書の区分ⅠのAと配偶者控除等申告書の区分Ⅱの④の「95万円超125万円以下」の欄から110,000円になります。

給与所得者の配偶者控除等申告書

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	9,230,000	7,280,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		7,280,000

○控除額の計算

判定	区分Ⅰ	基礎控除の額
<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	区分Ⅰ	480,000
<input type="checkbox"/> 900万円超950万円以下 (B)	A	
<input type="checkbox"/> 950万円超1,000万円以下 (C)		
<input type="checkbox"/> 1,000万円超2,400万円以下		
<input type="checkbox"/> 2,400万円超2,450万円以下		

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。  
○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①から④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ)	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
配偶者の氏名	5 2 1 4 7 8 0 2 1 4 7 0	S62.12.15
鈴木 浩子	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者 生計を一にする事実

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,900,000	1,250,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		1,250,000

判定

<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳以上 ＜老人控除対象配偶者に該当＞	①	配偶者控除
<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳未満	②	
<input type="checkbox"/> 48万円超95万円以下	③	配偶者特別控除
<input checked="" type="checkbox"/> 95万円超133万円以下	④	配偶者特別控除

区分Ⅱ (配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額) (95万円超125万円以下)

区分	区分Ⅱ									配偶者控除の額			
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(95万円超125万円以下)	⑤(95万円超100万円以下)	⑥(95万円超105万円以下)	⑦(95万円超110万円以下)	⑧(95万円超115万円以下)	⑨(95万円超120万円以下)	⑩(95万円超125万円以下)	配偶者控除	配偶者特別控除	合計
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円		
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円		
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円		

概要 配偶者控除 配偶者特別控除

配偶者特別控除の額: 110,000

## ■ (特定増改築) 住宅借入金等特別控除申告書について

住宅を新築または取得や増改築をして住宅ローンがある人は、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除により所得税の還付を受けることができます。この(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除は、居住を開始した最初の年は確定申告が必要になりますが、2年目以降は年末調整で還付を受けることになります。

年末調整による2年目以降の(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除は、「給与所得者の(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書」により控除税額を計算します。

令和元年10月1日以後に消費税10%で取得した住宅の新築または購入及び増改築等については、(特定増改築) 住宅借入金等特別控除申告書の様式が変更されています。

### ☆ 消費税が10%で取得した場合の住宅の新築または購入及び増改築等の計算

令和元年10月1日以後入居で消費税が10%(特別特定取得)の場合は、(特定増改築) 住宅借入金等特別控除申告書は、住宅借入金年末残高と住宅借入金等特別控除証明書に記載された「居住用割合」及び「連帯債務割合」から住宅借入金等特別控除額を計算します。

なお11年目から13年目の控除額は申告書から計算ができませんので消費税からの控除額を直接入力します。

### ☆ 消費税が8%または5%で取得した場合の住宅の新築または購入及び増改築等の計算

住宅の新築または購入及び増改築等について令和元年9月30日以前(令和10年10月1日以後入居でも消費税が8%(特定取得)または消費税5%)の場合は、住宅借入金年末残高と住宅借入金等特別控除証明書に記載された居住用部分の床面積及び土地面積から計算した「居住用割合」で住宅借入金等特別控除額を計算します。

### ☆ 特定増改築等住宅借入金等特別控除

特定増改築住宅借入金等特別控除(バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、多世帯同居改修工事の特定増改築等)を従来の住宅借入金等特別控除に代えて選択した場合は、給与所得の源泉徴収票に表示するために区分と入居年月日の入力及び特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金年末残高を入力してください。

特定増改築等住宅借入金等特別控除(バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、多世帯同居改修工事)を選択した場合は、借入金年末残高限度額1,000万円、このうち特定増改築の年末残高は最高250万円まで2%、限度控除額125,000円、控除期間は5年で計算します

### ☆ 連帯債務がある場合

連帯債務による住宅の取得等のための住宅借入金等の年末残高がある場合には、以下のように負担すべき部分の年末残高を計算します。

連帯債務による住宅借入金等の年末残高(円) × 控除を受ける人が負担すべき割合(%)

= 連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうち控除を受ける人が負担すべき部分の年末残高(円)

### 《ご注意》

家屋の居住用割合と土地等の居住用割合が異なる場合には、税務種から送付された(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書の裏面で計算した居住用割合を入力してください。

(特定増改築等) 住宅借入金等特別の重複適用の特例(中古住宅を取得して増改築など)の計算は対応しません。

平成23年から平成26年の東日本大震災での住宅の再取得等に係る控除額の特例(1.2%)の計算は対応しません。

その家屋に入居後、本年12月31日まで引き続き居住の用に供していない場合は、適用を受けることはできません。ただし、居住の用に供さなくなったことが死亡による場合には、死亡した日まで引き続いて自己の居住の用に供していればその年については死亡した日の住宅借入金等の残高を基に控除を受けることができます。

住宅借入金等特別控除のデータ入力用フォーム（令和元年10月1日以降）

住宅借入金等特別控除データの入力

居住開始年度 令和2年（一般特別特定）

住宅借入金等特別控除区分 住（特特）

居住開始年月日 R02.05.28

消費税10%での取得は「一般特別特定」「認定特別特定」「特増特別特定」（特定増改築等）から選択します。消費税10%での取得は「特特」消費税8%での取得は「特」を選択します。一般住宅の新築・取得と増改築は「住」、認定住宅の新築・取得は「認」、特定増改築は「増」になります。

新築・購入及び増改築等に係る住宅借入金等に係る計算	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等	増改築等に係る借入金等に係る計算
家屋と土地等の取得対価又は増改築等の費用の額	10,000,000	11,000,000	21,000,000	0
居住用割合 %	100.0	100.0	100.0	0.00
連帯債務割合 %	50.0	50.0	50.0	0.00
新築・購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	0	0	19,500,000	0
新築・購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高のうち連帯債務残高	0	0	19,500,000	0
家屋と土地等の取得対価及び増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高			9,750,000	
居住用部分の家屋と土地等及び増改築等の額に係る住宅借入金等の年末残高			9,750,000	
特定増改築等の費用の額				
特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高(最高25万円)				

11年目から13年目の住宅借入金等特別控除額の計算はできません。消費税10%から計算した控除額を直接入力してください。

特定増改築等住宅借入金等特別控除(バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、多世帯同居改修工事)を選択した場合は、借入金年末残高限度額1,000万円、このうち特定増改築の年末残高は最高250万円まで2%、限度控除額125,000円、控除期間は5年で計算します。	9,750,000
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	97,500
年間所得の見積額	4,280,000

○ 給与と所得者の住宅借入金等特別控除申告書のデータ入力

「居住開始年度」消費税 10%での取得は「一般特別特定」「認定特別特定」「特増特別特定」(特定増改築等)から選択します。

「控除区分」一般住宅の新築・取得と増改築は「住」、認定住宅の新築・取得は「認」、特定増改築は「増」になります。消費税 10%での取得は「特特」を選択します。

(特定増改築) 住宅借入金等特別控除申告書（令和元年10月1日以降）

令和3年分 給与と所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書

給与の支払者の名称(氏名) サンプルデータ (フリガナ) あなたの氏名 サトウ イチロウ 本人

給与の支払者の法人番号

給与の支払者の所在地(住所) 神奈川県 あなたの住所又は居所 東京都港区六本木

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			D 増改築等に係る借入金等の計算
	A 住宅のみ	B 土地等のみ	C 住宅及び土地等	
① 新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金)	( )	( )	( 19,500,000 )	( )
② 住宅借入金等の年末残高(①のうち連帯債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	( 50.0 % )	( 50.0 % )	( 50.0 % )	( % )
③ ②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ないほうの金額			9,750,000	
④ ③ × 「居住用割合」	( 100.0 % )	( 100.0 % )	( 100.0 % )	( % )
⑤ 借入金等の年末残高等(④の欄の合計額)	9,750,000		4,280,000	
⑥ 特定増改築等の費用の額(注2)				
⑦ 特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等(⑥と⑤の少ない方)(注2)				
⑧ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑦ × %)				97,500

○ 給与と所得者の住宅借入金等特別控除申告書

年末調整では、税務署長が発行した「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」と金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」から計算します。

令和元年10月1日以後に消費税10%で取得した住宅の新築または購入及び増改築等については、家屋と土地等の取得対価又は増改築等の費用の額、居住用割合、連帯債務割合は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書から入力します。

《ご注意》

令和元年10月1日以後の計算は消費税 10%で特別特定取得した場合で、経過措置により消費税 8%で取得した場合は令和元年9月30日まで計算になります。

11年目から13年目の住宅借入金等特別控除額の計算はできません。消費税 10%から計算した控除額を直接入力してください。

令和3年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、令和 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

令和 年 月 日 税務署長

(証明事項) (令和 年中居住者用)

居住開始年月日	家屋に関する事項			土地等に関する事項		
	取得対価の額	居住用割合	連帯債務割合	取得対価の額	居住用割合	連帯債務割合
R02.05.26	10,000,000	100.0 %	50.0 %	11,000,000	100.0 %	50.0 %

(参考) 適用前年分の控除額 各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。

住宅借入金等特別控除のデータ入力用フォーム（令和元年9月30日以前）

住宅借入金等特別控除データの入力

居住開始年度 平成26年(一般) 消費税10%での取得は「一般特別特定」「認定特別特定」「特増特別特定」(特定増改築等)から選択します。消費税8%での取得は「特」を選択します。

住宅借入金等特別控除区分 住 消費税10%での取得は「特特」消費税8%での取得は「特」を選択します。一般住宅の新築・取得と増改築は「住」認定住宅の新築・取得は「認」特定増改築は「増」になります。

居住開始年月日 H26.10.25

新築・購入の計算 | 増改築等の計算

新築又は購入に係る借入金等に係る計算	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	0	0	13,800,000
家屋又は土地等の取得対価の額	14,000,000	17,000,000	31,000,000
居住用部分の床面積又は土地等の面積	84.00	98.00	84.00
家屋の総床面積又は土地等の総面積	120.00	140.00	120.00
居住用部分の占める割合 %			70.0
家屋の取得対価の額に係る借入金等の年末残高			13,800,000
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高			9,880,000

家屋又は土地等の取得対価の額、居住用部分の床面積又は土地等の面積、家屋の総床面積又は土地等の総面積は住宅借入金等特別控除証明書から必ず入力してください。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算基礎となる住宅借入金等の年末残高	9,880,000	特定増改築等住宅借入金等特別控除(バリアフリー改修工事、省エネルギー改修工事、多世帯間居改修工事)を適用した場合は、借入金年末残高限度額1,000万円、そのうち特定増改築等の年末残高は最高200万円まで2%、限度控除額125,000円、控除期間は5年で計算します。
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	98,800	
年間所得の見積額	5,119,000	

○ K キャンセル

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書のデータ入力

「居住開始年度」  
消費税8%での取得は「一般特別」「認定特別」「特増特別」(特定増改築等)から選択します

「控除区分」  
一般住宅の新築・取得と増改築は「住」認定住宅の新築・取得は「認」、特定増改築は「増」になります。  
消費税8%での取得は「特」を選択します。

(特定増改築)住宅借入金等特別控除申告書（令和元年9月30日以前）

令和3年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたので、申告します。

税務署長宛	給与の支払者の名称(氏名)	サンプルデータ	(フリガナ) あなたの氏名
		給与の支払者の法人番号	
	給与の支払者の所在地(住所)	神奈川県	あなたの住所又は居所 東京都練馬区練馬

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算	
	A 住宅のみ	B 土地等のみ	C 住宅及び土地等	項 目	金額等
① 新築又は購入に係る借入金等の年末残高			13,800,000	増改築等に係る借入金等の計算	⑥
② 家屋又は土地等の取得対価の額	14,000,000	17,000,000	31,000,000	増改築に要した費用の額	⑦
③ 家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	84.00 120.00 = 70.0	98.00 140.00 = 70.0	84.00 120.00 = 70.0	増改築の費用の額のうち居住用部分の費用の額	⑧
④ 取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)			13,800,000	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)	⑨
⑤ 居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)			9,660,000	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑧×③)	⑩
⑪ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑩)	9,660,000	年間所得の見積額	5,119,000	連帯債務による住宅借入金等の年末残高	
⑫ 特定増改築の費用の額(備考の(注1)参照)		備考			
⑬ 特定増改築の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑫と⑭の少ない方)(備考の(注2)参照)					
⑭ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑬×%)	96,600				

(注1) C欄の③の記入に当たっては、裏面の「③C欄の③の記入について」をお読みください。  
(注2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けない方は、⑫欄及び⑬欄の記入の必要はありません。

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

年末調整では、税務署長が発行した「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」と金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」から計算します。

令和元年9月30日以前に消費税8%で取得した住宅の新築または購入及び増改築等については、家屋又は土地等の取得対価の額、居住用部分の床面積又は土地等の面積、家屋の総床面積又は土地等の総面積は住宅借入金等控除証明書から必ず入力してください。

《ご注意》

平成26年4月1日以後の計算は消費税8%で特別特定取得した場合、経過措置により消費税5%で取得した場合は平成26年3月31日までの計算になります。

令和3年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

〇〇〇-〇〇〇〇  
東京都練馬区練馬  
高橋 幸子 様  
左記の方が、平成 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。  
平成 年 月 日  
税務署長

新築又は購入した家屋に係る事項		増改築等をした部分に係る事項	
項目	家 屋	土 地 等	増 改 築 等
居住開始年月日	H26.10.25		居住開始年月日
家屋又は土地等の取得対価の額	14,000,000	17,000,000	増改築等の費用の額
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	84.00	98.00	のうち居住用部分の費用の額
⑭又は⑮のうち居住用部分の床面積又は面積	120.00	140.00	特定増改築の費用の額
			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

■ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除率と限度額

令和 06 年分の年末調整で適用できる(特定増改築等)住宅借入金等特別控除					
居住開始年		控除期間	住宅借入金等の年末残高限度額	借入金年末残高への控除率	年間の控除限度額
平成 27 年から平成 30 年 特定取得		10 年間	4,000 万円	一般の住宅 10 年間 1.0%	40 万円
			5,000 万円	認定長期優良・認定低炭素住宅 10 年間 1.0%	50 万円
令和元年	R01.1.1 から R01.9.30 まで 特定取得	10 年間	4,000 万円	一般の住宅 10 年間 1.0%	40 万円
			5,000 万円	認定長期優良・認定低炭素住宅 10 年間 1.0%	50 万円
	R01.10.1 から R01.12.31 まで 特別特定取得 ※ 消費税 10%	13 年間のうち 1～10 年目	4,000 万円	一般の住宅 10 年間 1.0%	40 万円
			5,000 万円	認定長期優良・認定低炭素住宅 10 年間 1.0%	50 万円
令和 02 年 特別特定取得 ※	13 年間のうち 1～10 年目		4,000 万円	一般の住宅 10 年間 1.0%	40 万円
			5,000 万円	認定長期優良・認定低炭素住宅 10 年間 1.0%	50 万円
	5 年間 (特定増改築等)	1,000 万円	特定増改築 250 万円まで 2.0% 増改築部分 1.0%	12.5 万円	
令和 03 年から令和 04 年 特別特定取得 ※	13 年間または 10 年間のうち 1～10 年目		4,000 万円	一般の住宅 10 年間 1.0%	40 万円
			5,000 万円	認定長期優良・認定低炭素住宅 10 年間 1.0%	50 万円
	5 年間 (特定増改築等)	1,000 万円	特定増改築 250 万円まで 2.0% 増改築部分 1.0% (令和 03 年 12 月 31 日入居まで)	12.5 万円	
令和 04 年から令和 05 年 特別特定取得 ※	13 年間	新築住宅 買取再販住宅	3,000 万円	一般の住宅 13 年間 0.7%	21 万円
			5,000 万円	認定長期優良・認定低炭素住宅 13 年間 0.7%	35 万円
			4,500 万円	特定エネルギー消費性能向上住宅 (ZEH 水準省エネ住宅)	31.5 万円
			4,000 万円	エネルギー消費性能向上住宅 (省エネ基準適合住宅)	28 万円
	10 年間 中古住宅		2,000 万円	一般の中古住宅 10 年間 0.7%	14 万円
			3,000 万円	認定住宅や省エネ住宅の中古住宅 10 年間 0.7%	21 万円
	10 年間 増改築等		2,000 万円	増改築等借入金年末残高の 0.7%	14 万円

- ※ 令和元年10月1日以後の特別特定取得の計算は消費税10%で取得した場合で、経過措置により消費税8%で取得した場合は令和元年9月30日までの特定取得の計算になります。
- ※ 令和03年に入居した場合は、新築（注文住宅）では令和2年9月30日までに契約したときに、分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等では令和2年11月30日までに契約して令和03年3月31日までに入居したときに控除期間が13年間になります。
- ※ 令和02年または令和03年に入居した場合は、11年目から13年目は次のいずれか少ない額が控除限度額となります。
  - ① 年末残高等〔上限4,000万円または5,000万円〕×1%
  - ②  $(\text{住宅取得等対価の額} - \text{消費税額}) \times 2\% \div 3$   
この場合の「住宅取得等対価の額」は、補助金及び住宅取得等資金の贈与の額を控除しないで計算した金額をいいます。
- ※ 住宅借入金等特別控除について「特例居住用家屋」又は「特例認定住宅等」に該当する場合、「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」の「住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）」に「住（特家）」、「認（特家）」、「震（特家）」を追加しました。  
（「特例居住用家屋」又は「特例認定住宅等」とは、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満で令和5年12月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けた家屋です。）



## ■ 「給与所得に対する源泉徴収簿」での年末調整の計算

### ■ 「年末調整の計算実行」ボタン

年末調整の計算実行		
区 分	金 額	税 額
給与・手当等	4,410,000	66,330
賞 与 等	1,490,000	77,383
計	5,900,000	143,713

クリック

「年末調整の計算実行」ボタンをクリックして年末調整の計算を実行します。

年末調整の結果

年末調整の結果を自動計算

- 給与12月分で精算
- 賞与 1回目で精算
- 賞与 2回目で精算
- 賞与 3回目で精算
- 賞与 4回目で精算
- 年末調整を計算しない

年末調整の結果自動選択した給与または賞与を計算し加減算されます。

「年末調整を計算しない」を選択すると、年末に引き戻す前の金額で計算し戻します。

○ K

年末調整の超過額または不足額は、「給与12月」「賞与1回」「賞与2回」「賞与3回」「賞与4回」のどれかで精算することができます。

その年の最後の給与の12月の支払がない場合には、年末調整のボタンは実行すると注意メッセージが出ます。

### ■ 前職分データの入力

前職分データを入力は、「年末調整用の計算」タブの右側の下部にあります。

前職分の「給与所得の源泉徴収票」からデータを入力することができます。

前職分データ	会社・名称	横浜商事
	給与支給額	1,065,000
	社会保険料	131,800
	源泉徴収税額	23,000

### ☆ 年末調整の計算を元に戻す

年末調整の結果

年末調整の結果を自動計算

- 給与12月分で精算
- 賞与 1回目で精算
- 賞与 2回目で精算
- 賞与 3回目で精算
- 賞与 4回目で精算
- 年末調整を計算しない

年末調整の結果自動選択した給与または賞与を計算し加減算されます。

「年末調整を計算しない」を選択すると、年末に引き戻す前の金額で計算し戻します。

○ K

年末調整の計算を実行した所得税源泉徴収簿を年末調整前の状態に戻すには、「年末調整の計算実行」ボタンから「年末調整を計算しない」にチェックを付けて「OK」ボタンをクリックします。

「給与所得の源泉徴収票」での年末調整の計算確認

○ 給与所得の源泉徴収票の表示用フォーム

「給与所得の源泉徴収票」フォームから年末調整の結果や中途退職の人の源泉徴収票、給与の支払を受ける人、控除対象配偶者や扶養親族の個人番号の確認ができます。

給与所得の源泉徴収票

データ検索

給与所得の源泉徴収票 |

受給者番号 101 個人番号 114506789123

支払を受ける者 住所又は居所 東京都港区六本木 役職 係長

カナ サトウ イチロウ 氏名 佐藤 一郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
内				内
給与賞与	5,890,000	4,270,400	2,860,290	6,600

(源泉)控除対象配偶者 配偶者(特別)控除の額 控除対象扶養控除の数 年少扶養親族の数 障害者の数(本人を除く) 非居住者である親族の数

有 従有 老人 特定 内同居 老人 その他 内同居 特別 その他 1 0 0 1 0 0 1 3

380,000 0 0 1 1 0 0 1 3

社会保険料控除等の額 生命保険料控除の額 地震保険料控除の額 住宅借入金等特別控除の額

内 300,000 920,290 95,000 35,000 64,000

前職会社名

支払金額 社会保険料 源泉徴収税額

新生命保険料の金額 0 旧生命保険料の金額 220,000 介護医療保険料の金額 0 新個人年金保険料の金額 0 旧個人年金保険料の金額 80,000

源泉徴収票の印刷 キャンセル

給与の支払を受ける人のマイナンバーを確認できます。

「給与所得の源泉徴収票」の受給者交付用にはマイナンバーは記載されません。

給与所得の源泉徴収票

データ検索

給与所得の源泉徴収票 |

(源泉・特別)控除対象配偶者 サトウ ヨウコ 配偶者の合計所得 450,010 国民年金保険料等の金額 0 旧長期損害保険料の金額 0

佐藤 洋子 区分 個人番号 124567890123 01 基礎控除の額 所得金額調整控除額 0

控除対象扶養親族1 サトウ タロウ 16歳未満扶養親族1 サトウ ハナコ

佐藤 太郎 区分 佐藤 花子 区分 個人番号 134567891223 02 個人番号 145678922345 04

控除対象扶養親族2 16歳未満扶養親族2 区分 個人番号 00 個人番号

控除対象扶養親族3 16歳未満扶養親族3 区分 個人番号 00 個人番号

控除対象扶養親族4 16歳未満扶養親族4 区分 個人番号 00 個人番号

未成年者 外国人 死亡退職者 災害者 乙欄 特別障害 其他障害 寡婦 ひとり親 勤労学生 就職 退職 年 月 日 生年月日

5 S45. 8. 6

源泉徴収票の印刷 キャンセル

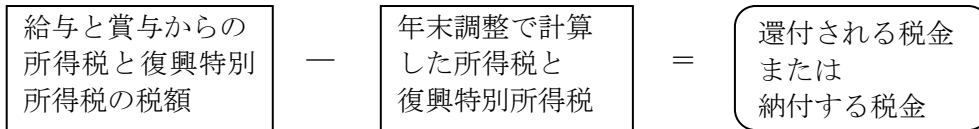
控除対象配偶者と控除対象扶養親族および16歳未満の年少扶養親族のマイナンバーを確認できます。

「給与所得の源泉徴収票」の受給者交付用には控除対象配偶者と扶養親族のマイナンバーは記載されません。

「給与所得の源泉徴収票」の税務署提出用には年少扶養親族のマイナンバーは記載されませんが、市区町村提出用の「給与支払報告書」には記載されます。

## ■ 年末調整で所得税と復興特別所得税を精算する

サラリーマンは、毎月の給与と定期の賞与から差し引かれる源泉徴収により所得税を納めています。しかし源泉徴収されるのは仮に計算した所得税なので、その1年間の合計額とサラリーマンが本来納めなければならない所得税とは一致しません。そのためその年の最後の給与または賞与の支払時に、源泉徴収された所得税とその年の本来の所得税との過不足額を精算する手続きが年末調整になります。



### ● 年末調整用の申告書

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」「給与所得者の保険料控除申告書」「給与所得者の配偶者特別控除申告書」「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」から所得控除と税額控除の金額を計算します。

## ■ 年末調整の計算手順

### ★ 給与所得控除後の給与等の金額の計算

「本年分の給与の総額」を「給与所得控除後の給与等の金額の表」に当てはめて、「給与等の金額」に対応した「給与所得控除後の給与等の金額」を求めます。

$$\text{給与所得控除後の給与等の金額} = \text{本年分の給与の総額} - \text{給与所得控除額}$$

### ★ 課税給与所得金額の計算

「給与所得控除後の給与等の金額」から「所得控除額の合計額」を控除して「課税給与所得金額」を計算します。（課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その1,000円未満の端数は切捨てます。）

$$\text{課税給与所得金額} = \text{給与所得控除後の給与等の金額} - \text{所得控除額の合計額}$$

### ★ 算出所得税額と年調所得税額および年調年税額の計算

「年調年税額」は「課税給与所得金額」について「年末調整のための所得税額の速算表」を使用して「算出所得税額」求めてから、住宅借入金等特別控除を差し引いた「年調所得税額」から102.1%を乗じて「年調年税額」を計算します。（年調年税額に100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切捨てます。）

$$\text{算出所得税額} = \text{課税給与所得金額} \times \text{所得税率}$$

$$\text{年調所得税額} = \text{算出所得税額} - \text{住宅借入金等特別控除額}$$

$$\text{年調年税額} = \text{年調所得税額} - 102.1\% \text{ (復興特別所得税)}$$

### ★ 過不足額の精算と還付又は徴収

年調年税額と源泉徴収税額の合計額を比較して、個人別に所得税の過不足額を計算し超過額の還付または不足額の徴収をします。

$$\text{所得税の超過額} = \text{源泉徴収税額の合計額} - \text{年調年税額}$$

$$\text{所得税の不足額} = \text{年調年税額} - \text{源泉徴収税額の合計額}$$

## ☆ 復興特別所得税の計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収して源泉所得税の法定納期限までに納付します。

復興特別所得税額は、課税標準であるその年分の基準所得税額から次の算式で求めます。

復興特別所得税額 = 基準所得税額 × 2.1%

## ★ 年末調整の超過額または不足額を「単独年調」で処理する場合のご注意

年末調整の超過額または不足額を給与または賞与以外で還付または徴収する「単独年調」で処理する場合は、支払金額がない「賞与 3」または「賞与 4」で精算する処理を選択してください。

年末調整の超過額または不足額は、給与または賞与とは別に単独で還付または徴収することになります。

## ★ 年末調整後に給与または賞与の支払いがあった場合のご注意

年末調整の終了後に給与または賞与の追加支払いがあった場合には、給与明細書または賞与明細書に追加支払分データの入力後に「年末調整の計算実行」ボタンから年末調整の再計算を実行してください。

給与明細書または賞与明細書に追加支払分データの入力後に「年末調整の計算実行」ボタンから年末調整の再計算を実行しない場合は、「給与所得の源泉徴収票」の給与の支払金額と給与所得控除後の金額の計算に不一致が発生しますのでご注意ください。

■ 令和 02 年分からの給与所得の金額の計算表

給与等の収入金額	給与所得控除後の給与等の金額
～550,999 円	0 円
551,000 円～1,618,999 円	収入金額－550,000 円
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円～1,799,999 円	収入金額÷4 = ,000 円 (千円未満の端数切捨て) ⇒ ,000 円×2.4+100,000 円
1,800,000 円～3,599,999 円	収入金額÷4 = ,000 円 (千円未満の端数切捨て) ⇒ ,000 円×2.8－80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円	収入金額÷4 = ,000 円 (千円未満の端数切捨て) ⇒ ,000 円×3.2－440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円	収入金額×0.9－1,100,000 円
8,500,000 円～	収入金額－1,950,000 円

※ 令和 02 年分から給与収入が 850 万円を超えると給与所得控除の上限は 195 万円になります。

■ 令和 02 年分からの年末調整のための算出所得税額の速算表

課税給与所得金額 (A)	税率	控除額	税額の計算式
195 万円以下	5%		(A) ×5%
195 万円超 330 万円以下	10%	97,500 円	(A) ×10%－ 97,500 円
330 万円超 695 万円以下	20%	427,500 円	(A) ×20%－ 427,500 円
695 万円超 900 万円以下	23%	636,000 円	(A) ×23%－ 636,000 円
900 万円超 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円	(A) ×33%－ 1,536,000 円
1,800 万円超 1,805 万円以下	40%	2,796,000 円	(A) ×40%－ 2,796,000 円

※ 課税給与所得金額が 18,050,000 円を超える人は年末調整の対象とはなりません。

■ 令和 02 年分からの基礎控除額の表

所得者の合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円

※ 合計所得金額が 2,500 万円を超えると基礎控除の適用を受けることはできません。

■ 令和 02 年分からの所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等

扶養親族等の区分	合計所得金額要件
同一生計配偶者	48 万円以下
扶養親族	48 万円以下
源泉控除対象配偶者	95 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48 万円超 133 万円以下
勤労学生	75 万円以下

※ 同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ 10 万円引き上げられました

※ 配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分も 10 万円引き上げられています。

■ 令和 02 年分からの配偶者控除と配偶者特別控除

	所得者が給与所得だけの 場合の給与等の収入金額	所得者の合計所得金額			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の 配偶者の給与等の収入金額
		900 万円以下 (1,095 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,095 万円超 1,145 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,145 万円超 1,195 万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円以下
	老人控除対象配偶者	48 万円	32 万円	16 万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48 万円超 95 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円超 1,500,000 円以下
	95 万円超 100 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	1,500,000 円超 1,550,000 円以下
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	1,550,000 円超 1,600,000 円以下
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	1,600,000 円超 1,667,999 円以下
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	1,667,999 円超 1,751,999 円以下
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	1,751,999 円超 1,831,999 円以下
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	1,831,999 円超 1,909,999 円以下
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	1,909,999 円超 1,971,999 円以下
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	1,971,999 円超 2,015,999 円以下
	133 万円超	0 円	0 円	0 円	2,015,999 円超

※ 老人控除対象配偶者は、控除対象配偶者のうち年齢 70 歳以上の人をいいます。

合計所得金額が 1,000 万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

所得金額調整控除の適用がある場合は、所得者の給与等の収入金額には 15 万円を加えます。

## ■ ひとり親控除と寡婦控除

### 未婚のひとり親に対するひとり親控除

所得者がひとり親（現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、下記の要件を満たす人をいいます。）である場合には、ひとり親控除として 35 万円が控除されます。

- イ その人と生計を一にする子（合計所得金額 48 万円以下）を有すること。
- ロ 合計所得金額が 500 万円以下であること。
- ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

### 生計を一にする子がいない場合の寡婦控除

所得者が（「ひとり親」に該当せずに次のいずれかに当てはまる人をいいます。）寡婦である場合には、寡婦控除として 27 万円が控除されます。

夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当する人

- イ 扶養親族を有すること。
- ロ 合計所得金額が 500 万円以下であること。
- ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、次のイ及びロのいずれにも該当する人

- イ 合計所得金額が 500 万円以下であること。
- ロ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

※ 給与所得だけの場合は、給与の収入金額が 6,777,778 円以下であれば合計所得金額が 500 万円以下となります。

### 《ご注意》

「ひとり親控除」と「寡婦控除」は、令和 02 年分の年末調整から適用されることになっています。通常は年初に「令和 02 年分 給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していますが、この税制改正により年末調整で「ひとり親控除」と「寡婦控除」が適用される人はこの申告書を訂正する必要があります。具体的には、「令和 02 年分 年末調整時に異動申告書」を提出（当初の申告書を訂正）することになります。

「給与所得の源泉徴収票」の「摘要」への改正前の寡婦控除、寡夫控除又は寡婦控除の特例の適用がある場合（中途退職した人や年末調整の対象とならない人）は、「○」を付さずに摘要に次のように記載します。

- ・改正前の寡婦控除（寡婦） ⇒ 旧寡婦
- ・改正前の寡夫控除（寡夫） ⇒ 旧寡夫
- ・改正前の寡婦控除の特例（特別の寡婦） ⇒ 旧特別の寡婦

■ 「VBA PRO 給与計算・年末調整」の「表示」メニューと表示と印刷用ワークシート

給与計算・年末調整		×
データの表示		
給与明細書(個人)	給与所得の源泉徴収票	
給与明細書(月別)	給与所得の源泉徴収簿	
給与明細書(窓付)	扶養控除等の申告書	
給与の月別累計表	保険料控除の申告書	
個人明細表の表示	基礎・配偶者控除申告書	
月別明細表1表示	住宅借入金等控除申告書	
月別明細表2表示	年末調整の税額一覧表	
月別集計表の表示	年末調整個人別通知書	
住民税集計の表示	各人別減税控除事績簿	
振込依頼書の表示	給与等法定調書合計表	
領収済通知書表示	給与支払報告書総括表	
年間集計表1表示	社会保険の算定基礎届	
年間集計表2表示	社会保険の月額変更届	
年間合計表の表示	社会保険の賞与支払届	
マイナンバー帳簿	労災保険の賃金集計表	
労働者名簿の表示	キャンセル	



○ 給与所得の源泉徴収票

「給与所得の源泉徴収票」の税務署提出用にはマイナンバーを記載しますが、の受給者交付にはマイナンバーは記載しません。

令和5年分		給与所得の源泉徴収票			
支払を受ける者 住所又は居所 東京都港区六本木	受給者番号 114506789123				
	氏名 佐藤 一郎				
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与賞与	5,900,000	4,280,000	2,783,755	11,000	
源泉控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	所得控除の額	
有	260,000	1	1	1	
社会保険料等の金額	380,000				
内	918,755	50,000	35,000	64,000	
(概要) 摘要					
新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額	合計
1	2	2	13	2,500,000	
注: 住宅借入金等特別控除(1回目) 増(特特) 住宅借入金等特別控除(2回目) 住宅借入金等特別控除(3回目) 住宅借入金等特別控除(4回目)					
支払者(給与) 株式会社 サンプルデータ株式会社 (電話) 03-1234-5678					

令和5年分		給与所得の源泉徴収票			
支払を受ける者 住所又は居所 東京都港区六本木	受給者番号 114506789123				
	氏名 佐藤 一郎				
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与賞与	5,900,000	4,280,000	2,783,755	11,000	
源泉控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	所得控除の額	
有	260,000	1	1	1	
社会保険料等の金額	380,000				
内	918,755	50,000	35,000	64,000	
(概要) 摘要					
新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額	合計
1	2	2	13	2,500,000	
注: 住宅借入金等特別控除(1回目) 増(特特) 住宅借入金等特別控除(2回目) 住宅借入金等特別控除(3回目) 住宅借入金等特別控除(4回目)					
支払者(給与) サンプルデータ株式会社 (電話) 03-1234-5678					

○ 給与支払報告書

市区町村提出用の「給与支払報告書」には、申告者と控除対象配偶者および扶養親族のすべての人のマイナンバーを記入します。

令和5年分		給与支払報告書			
支払を受ける者 住所又は居所 東京都港区六本木	受給者番号 114506789123				
	氏名 佐藤 一郎				
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与賞与	5,900,000	4,280,000	2,351,526	6,500	
源泉控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	所得控除の額	
有	260,000	1	1	1	
社会保険料等の金額	926,526				
内	926,526	80,000	0	35,000	
(概要) 摘要					
新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額	合計
1	2	2	13	502,000	
注: 住宅借入金等特別控除(1回目) 増(特特) 住宅借入金等特別控除(2回目) 住宅借入金等特別控除(3回目) 住宅借入金等特別控除(4回目)					
支払者(給与) サンプルデータ株式会社 (電話) 053-776-7765					

令和6年分		給与所得の源泉徴収票			
支払を受ける者 住所又は居所 東京都港区六本木	受給者番号 114506789123				
	氏名 佐藤 一郎				
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与賞与	5,900,000	4,280,000	2,351,526	6,500	
源泉控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	所得控除の額	
有	260,000	1	1	1	
社会保険料等の金額	926,526				
内	926,526	80,000	0	35,000	
(概要) 摘要					
新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額	合計
1	2	2	13	502,000	
注: 住宅借入金等特別控除(1回目) 増(特特) 住宅借入金等特別控除(2回目) 住宅借入金等特別控除(3回目) 住宅借入金等特別控除(4回目)					
支払者(給与) サンプルデータ株式会社 (電話) 053-776-7765					

「給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書」は俸給、給与、賃金、歳費、賞与、その他給与の支払をする場合に、給与の支払者が作成します。

年末調整の終了後に源泉徴収票・給与支払報告書を作成します。税務署提出分は3枚、その他の場合は2枚作成します。

源泉徴収票の1枚は本人に交付します。源泉徴収票の1枚は翌年の1月31日までに税務署に提出します。給与支払報告書の1枚は市区町村に提出します。

※ 給与支払報告書の右に給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）を追加しました。

給与所得の源泉徴収票を税務署に提出する必要がない場合は、このシートの様式のみを印刷してください。

給与所得の源泉徴収票を税務署に提出する場合は、給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）と給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）のシートを印刷して給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）は会社の控用紙としてください。

## ● 「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出

「給与所得の源泉徴収票」は、支払を受ける人や支払金額によって税務署に提出する範囲が違ってきます。

支払を受ける人の区分		提出範囲
年末調整をした人	法人の役員（役員であった者）	給与等の金額が <b>150万円</b> を超えるもの
	弁護士、司法書士、税理士等（給与として支払っている場合）	給与等の金額が <b>250万円</b> を超えるもの
	上記以外の者	給与等の金額が <b>500万円</b> を超えるもの
年末調整をしなかった人	「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	その年中に退職した者など 給与等の金額が <b>2,000万円</b> を超えるため年末調整をしなかった者
	「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者（乙欄、丙欄の適用者）	給与等の金額が <b>50万円</b> を超えるもの
		全部

## ● 「給与支払報告書」の市区町村への提出

「給与支払報告書」は、すべての人について作成して「給与支払報告書総括表」といっしょに市区町村に提出します。ただし、退職した年に支払った給与と賞与の支払金額が30万円以下のときは提出を省略できます。

○ 給与所得に対する所得税源泉徴収簿

毎月の給与と賞与、社会保険料と源泉徴収税額と年末調整のデータから「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」を作成します。

「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」では年末調整の対象となる「本年分の給与の総額」と「給与からの控除分の社会保険料」「源泉徴収税額の合計額」を集計します。（「給与所得に対する源泉徴収簿」は、「一人別徴収簿」とも呼ばれます。）

令和5年分		サンプルデータ株式会社										氏名 佐藤 一郎		整理番号		
所属 営業1課		職名 係長		住所 (郵便番号) 567890 東京都港区六本木		氏名 佐藤 一郎		(生年月日) S45.8.15		整理番号						
毎月 の 給 与 と 社 会 保 険 料 お よ び 源 泉 徴 収 税 額	区分	支払日	総支給金額	社会保険料の控除額	社会保険料控除後の給与額	控除額	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額						
	1	R05.01.31	360,000	57,814	302,186	2	5,250		5,250	以上の税額につき還付又は徴収した月区分						
	2	R05.02.28	360,000	57,814	302,186	2	5,250		5,250	還付						
	3	R05.03.31	360,000	57,814	302,186	2	5,250		5,250	徴収						
	4	R05.04.30	370,000	57,673	312,327	2	5,620		5,620	徴収						
	5	R05.05.31	370,000	57,673	312,327	2	5,620		5,620	徴収						
	6	R05.06.30	370,000	57,673	312,327	2	5,620		5,620	徴収						
	7	R05.07.31	370,000	57,673	312,327	2	5,620		5,620	徴収						
	8	R05.08.31	370,000	57,673	312,327	2	5,620		5,620	徴収						
	9	R05.09.30	370,000	57,673	312,327	2	5,620		5,620	徴収						
	10	R05.10.31	370,000	57,673	312,327	2	5,620		5,620	徴収						
	11	R05.11.30	370,000	57,673	312,327	2	5,620		5,620	徴収						
12	R05.12.31	370,000	57,673	312,327	2	5,620		5,620	徴収							
計			4,410,000	692,499	3,717,501		66,330		66,330							
定期 の 賞 与 と 社 会 保 険 料 お よ び 源 泉 徴 収 税 額		R05.07.02	660,000	100,221	559,779		34,292		34,292							
		R05.12.10	830,000	126,035	703,965		43,124		43,124							
計			1,490,000	226,256	1,263,744		77,416		77,416							
給与所得に対する源泉徴収簿										年末調整の年調年税額の計算						
										給与所得控除後の給与等の金額 ① 4,410,000						
										給与所得調整控除額 ② 35,000						
										給与所得控除後の給与等の金額 ③ 4,280,000						
										社会保険料等からの控除分 ④ 91,226						
										社会保険料等による小規模企業共済等掛金の控除額 ⑤ 50,000						
										生命保険料の控除額 ⑥ 35,000						
										地震保険料の控除額 ⑦ 380,000						
										配偶者(特別)控除額 ⑧ 920,000						
										基礎控除額 ⑨ 480,000						
										所得控除額の合計額 ⑩ 2,783,755						
										差引課税給与所得金額及び算出所得税額 ⑪ 1,496,000						
										(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ⑫ 0						
										年調年税額(年調所得税額×102.1%) ⑬ 1,527,126						
										過不足税額(年調年税額×102.1%) ⑭ 27,126						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ⑮ 27,126						
										繰り越した金額 ⑯ 0						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ⑰ 27,126						
										繰り越した金額 ⑱ 0						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ⑲ 27,126						
										繰り越した金額 ⑳ 0						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ㉑ 27,126						
										繰り越した金額 ㉒ 0						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ㉓ 27,126						
										繰り越した金額 ㉔ 0						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ㉕ 27,126						
										繰り越した金額 ㉖ 0						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ㉗ 27,126						
										繰り越した金額 ㉘ 0						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ㉙ 27,126						
										繰り越した金額 ㉚ 0						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ㉛ 27,126						
										繰り越した金額 ㉜ 0						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ㉝ 27,126						
										繰り越した金額 ㉞ 0						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ㉟ 27,126						
										繰り越した金額 ㊱ 0						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ㊲ 27,126						
										繰り越した金額 ㊳ 0						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ㊴ 27,126						
										繰り越した金額 ㊵ 0						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ㊶ 27,126						
										繰り越した金額 ㊷ 0						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ㊸ 27,126						
										繰り越した金額 ㊹ 0						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ㊺ 27,126						
										繰り越した金額 ㊻ 0						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ㊼ 27,126						
										繰り越した金額 ㊽ 0						
										本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ㊾ 27,126						
										繰り越した金額 ㊿ 0						

※ 税務署の「年末調整のしかた」では、超過額には△は付いていませんが、計算のために超過額にはマイナスの△を付けています。

年末調整用の申告書	計算する所得控除と税額控除
給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除の計算
給与所得者の保険料控除申告書	生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除の計算
給与所得者の基礎控除申告書	基礎控除の計算
給与所得者の配偶者控除等申告書	配偶者控除、配偶者特別控除の計算
給与所得者の所得金額調整控除申告書	所得金額調整控除の計算
給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算 ※必要な人のみ

※ 前職からの給与がある中途入社の方は、前職分の給与所得の源泉徴収票が必要です。

年末調整は、給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人について行います。「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」は、扶養親族がない人でも提出する必要があります。

■ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除を計算します。

令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

源泉控除対象配偶者とマイナンバー

控除対象扶養親族とマイナンバー

障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生控除の適用

年少扶養親族とマイナンバー

前職勤務先等 給与の支払者の名称(氏名)	サンプルデータ株式会社	(フリガナ) サトウ イチロウ	生年月日	S45.8.15	扶 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合は○を付けてください。)		
税務署長 給与の支払者の法人(個人)番号	9 6 3 2 4 5 1 2 8 5 2 0 3	あなたの氏名 佐藤 一郎	扶養主の氏名	佐藤 一郎			
市区町村長 給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所 東京都港区六本木	あなたの個人番号 1 1 4 5 0 6 7 8 9 1 2 3	あなたの住所又は居所 郵便番号 567890	あなたの性別 本人			
あなたに源泉控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生にいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。		配偶者の有無 有 無		扶養主の職業 非居住者である親族 生計を一にする事実			
源泉控除対象配偶者 氏名(フリガナ)	サトウ ヨウコ	個人番号	S50.12.14	本年中の所得の見積額	住所又は居所	異動月日及び事由	
控除対象扶養親族 氏名(フリガナ)	佐藤 洋子	個人番号	S50.12.14	本年中の所得の見積額	住所又は居所	異動月日及び事由	
	佐藤 太郎	性別	長男	生年月日	H9.3.26		
障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 障害者	一般の障害者	<input type="checkbox"/>	ひとり親	<input type="checkbox"/>	勤労学生	<input type="checkbox"/>	
	特別障害者	<input type="checkbox"/>					
	同居特別障害者	<input type="checkbox"/>					
他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名(フリガナ)	個人番号	生年月日	住所又は居所	氏名(フリガナ)	住所又は居所	異動月日及び事由
年少扶養親族等	氏名(フリガナ)	個人番号	生年月日	住所又は居所	氏名(フリガナ)	住所又は居所	異動月日及び事由
	佐藤 花子	1 4 5 6 7 8 9 2 2 3 4 5	H21.4.15	長女			

給料や賞与から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表」(月額表)または「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使用して求めることになります。

▼ 扶養控除額等の一覧

扶養控除等の区分		控除額
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000 円
	老人控除対象配偶者 (70 歳～)	480,000 円
扶養控除	年少扶養親族 (0 歳～15 歳)	0 円
	一般の控除対象扶養親族 (16 歳～18 歳)	380,000 円
	特定扶養親族 (19 歳～22 歳)	630,000 円
	一般の控除対象扶養親族 (23 歳～69 歳)	380,000 円
	老人扶養親族 (70 歳～)	同居老親等以外の者 480,000 円 同居老親等 580,000 円
障害者控除	一般の障害者	270,000 円
	特別障害者	400,000 円
	同居特別障害者	750,000 円
ひとり親控除		350,000 円
寡婦控除		270,000 円
勤労学生控除		270,000 円
基礎控除 (合計所得金額 2,400 万円以下の人)		480,000 円

■ 「給与所得者の保険料控除申告書」

「給与所得者の保険料控除申告書」は生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除を計算します。

令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書

新幹線事務長 給与の支払者の名称(氏名) サンプルデータ株式会社 (フリガナ) サトウ イチロウ  
 港 給与の支払者の法人番号 9 6 3 2 4 5 1 2 8 5 2 0 3 あなたの氏名 佐藤 一郎  
 給与の支払者の所在地(住所) あなたの住所又は事務所 東京都港区六本木

生命保険料控除の計算

地震保険料控除の計算

社会保険料控除と小規模企業共済等掛金控除の計算

令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書

新幹線事務長 給与の支払者の名称(氏名) サンプルデータ株式会社 (フリガナ) サトウ イチロウ  
 港 給与の支払者の法人番号 9 6 3 2 4 5 1 2 8 5 2 0 3 あなたの氏名 佐藤 一郎  
 給与の支払者の所在地(住所) あなたの住所又は事務所 東京都港区六本木

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は支払期間	保険等の契約者氏名	保険金等の受取人		あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分限を受けた剰余金等の控除後金額)(a)	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分限を受けた剰余金等の控除後金額)(b)	地震保険料又は旧長期損害保険料の控除額	
				氏名	住所								
東京海上日動火災保険	火災											35,000	
Aのうち地震保険料の金額の合計額											B	35,000	
Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額											C		
Bの金額 (最高50,000円)											Cの金額 (Cの金額が16,000円を超える場合にはA×1/2-5,000円)		
地震保険料控除額											35,000円 +		(最高50,000円)
社会保険の種類											保険料を支払先の人	あなたと被保険者	あなた
合計(控除額)													
計算式I(新保険料等用)			計算式II(旧保険料等用)			生命保険料控除額	種類						
A,C又はDの金額			B又はEの金額			計(②+③+④)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金						
20,000円以下			25,000円以下			(最高120,000円)	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金						
20,001円から40,000円まで			25,001円から50,000円まで				確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金						
40,001円から80,000円まで			50,001円から100,000円まで				心身障害者扶養共済制度に関する規約の掛金						
80,001円以上			100,001円以上			50,000円	合計(控除額)						

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

▼ 保険料控除額の計算

社会保険料控除額	= 支払った保険料の全額		
小規模企業共済等掛金控除額	= 支払った掛金の全額		
生命保険料控除額	新保険料等の生命保険料控除額の計算式 I		
	支払った新生命保険料、介護医療保険料または新個人年金保険料の金額	生命保険料控除額	
	20,000円以下	支払った保険料の合計額	
	20,001円から40,000円まで	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 10,000円	
	40,001円から80,000円まで	(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 20,000円	
	80,001円以上	40,000円	
	旧保険料等の生命保険料控除額の計算式 II		
	支払った旧生命保険料または旧個人年金保険料の金額	生命保険料控除額	
25,000円以下	支払った保険料の合計額		
25,001円から50,000円まで	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 12,500円		
50,001円から100,000円まで	(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 25,000円		
100,001円以上	50,000円		
地震保険料控除額	地震保険料のみの場合	支払保険料の全額 (最高 50,000 円)	
	旧長期損害保険料のみの場合	10,000円以下	支払保険料の額
		10,001円から20,000円まで	支払保険料×1/2+5,000円
		20,001円以上	15,000円
地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合	それぞれ計算した金額の合計額 (最高 50,000 円)		

※ 1円未満の端数は切り上げ

■ 「給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」

「給与所得者の配偶者控除等申告書」は、配偶者控除と配偶者特別控除の計算をします。

令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

〒160-0003 東京都港区六本木

あなたの氏名 佐藤 一郎  
あなたの住所又は居所 東京都港区六本木

基・配・所  
1

基礎控除と申告する人の合計所得金額の判定

給与所得者の基礎控除申告書

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	5,900,000	4,230,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		4,050,000
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		8,280,000

配偶者の基礎控除申告書

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,030,000	480,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		480,000

配偶者の合計所得金額の判定

配偶者控除の計算

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	
区分Ⅰ	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円										
区分Ⅱ	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円										
配偶者控除の額	380,000																				
配偶者特別控除の額																					

所得金額調整控除申告書

配偶者特別控除の計算

配偶者控除又は配偶者特別控除の金額

所得金額調整控除の判定と計算

配偶者控除の計算

配偶者特別控除の計算

配偶者控除又は配偶者特別控除の金額

○ 給与・賞与の年間集計表

給与・賞与の年間集計表

令和2年分

サンプルデータ株式会社

令和2年9月27日

ページ 1

住所	佐藤 一郎		鈴木 次郎		高橋 幸子		田中 四郎		渡辺 太郎		太田 義男	
氏名	東京都港区六本木		東京都渋谷区代々木		東京都練馬区練馬		東京都品川区品川		東京都世田谷区玉川			
	支払金額	税額	支払金額	税額	支払金額	税額	支払金額	税額	支払金額	税額	支払金額	税額
1月	360,000	5,250	470,000	7,560	430,000	6,210			380,000	2,750	800,000	44,790
2月	360,000	5,250	470,000	7,560	430,000	6,210			380,000	2,750	800,000	44,790
3月	360,000	5,250	470,000	7,560	430,000	6,210			380,000	2,750	800,000	44,790
4月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	200,000	3,140	380,000	2,750	820,000	48,770
5月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,420	380,000	2,750	820,000	48,770
6月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,420	380,000	2,750	820,000	48,770
7月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,420			820,000	48,770
8月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,420			820,000	48,770
9月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,420			820,000	48,770
10月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,640			820,000	48,770
11月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,640			820,000	48,770
12月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,640			820,000	48,770
小計	4,410,000	66,330	5,730,000	93,960	5,340,000	82,260	2,920,000	55,160	2,280,000	16,500	9,780,000	573,300
賞与 月	660,000	34,259	950,000	65,813	740,000	38,804	450,000	23,597				
賞与 月	830,000	43,124	1,550,000	107,752	830,000	43,524	620,000	32,511				
賞与 月												
賞与 月												
小計	1,490,000	77,383	2,500,000	173,565	1,570,000	82,328	1,070,000	56,108				
合計	5,900,000	143,713	8,230,000	267,525	6,910,000	164,588	3,990,000	111,268	2,280,000	16,500	9,780,000	573,300
給与所得金額	4,280,000		6,307,000		5,119,000		3,601,600				7,702,000	
社会保険料	920,290		1,232,807		986,646		661,240		346,731		1,268,340	
生命保険料	95,000		120,000		85,000		110,000					
地震保険料	35,000		15,000		45,000		6,000					
配偶者特別	110,000		110,000				380,000				380,000	
扶養等合計	630,000		760,000		1,230,000		650,000		270,000		760,000	
所得控除合計	2,570,290	年税額	2,717,807	年税額	2,826,646	年税額	2,287,240	年税額		年税額	2,888,340	年税額
課税給与所得	1,709,000	85,450	3,589,000	290,300	2,292,000	131,700	1,314,000	65,700			4,813,000	535,100
住宅借入金控除						50,000						
年調所得税額		85,450		290,300		81,700		65,700				535,100
年調年税額		87,200		296,300		83,400		67,000		16,500		546,300
超過・不足額		-56,513		28,775		-81,188		-67,268				-27,000

○ 給与・賞与の年間合計表

令和2年分

給与・賞与の年間合計表

サンプルデータ株式会社

	支給年月日	支給人数	支給金額	算出税額	人数		不足税額	差引徴収税額
					人数	過納税額		
1月	R02.1.25	5	2,440,000	66,560				66,560
2月	R02.2.25	5	2,440,000	66,560				66,560
3月	R02.3.25	5	2,440,000	66,560				66,560
4月	R02.4.25	6	2,700,000	75,270				75,270
5月	R02.5.25	6	2,840,000	78,550				78,550
6月	R02.6.25	6	2,840,000	78,550				78,550
7月	R02.7.25	5	2,460,000	75,800				75,800
8月	R02.8.25	5	2,460,000	75,800				75,800
9月	R02.9.25	5	2,460,000	75,800				75,800
10月	R02.10.25	5	2,460,000	76,020				76,020
11月	R02.11.25	5	2,460,000	76,020				76,020
12月	R02.12.25	6	4,079,000	422,906	1	28,775	-97,174	
					5	-548,855		
小計			32,079,000	1,234,396				714,316
賞与 月	R02.7.10	4	2,800,000	162,473				162,473
賞与 月	R02.12.10	4	3,830,000	226,911				226,911
賞与 月								
賞与 月								
小計			6,630,000	389,384				389,384
合計			38,709,000	1,623,780	1	28,775		1,103,700
					5	-548,855		

○ 年末調整の税額一覧表

令和2年分		年末調整の税額一覧表		サンプルデータ株式会社		
フリガナ氏名	給与分税額 賞与分税額 前職分税額	徴収税額	確定税額	過納税額	不足税額	
1 サトウ イチロウ 佐藤 一郎	66,330 77,383	143,713	87,200	56,513		
2 スズキ ジロウ 鈴木 次郎	93,960 173,565	267,525	296,300		28,775	
3 高橋 幸子	82,260 82,328	164,588	83,400	81,188		
4 タナカ シロウ 田中 四郎	55,160 56,108 23,000	134,268	67,000	67,268		
5 ワタナベ タロウ 渡辺 太郎	16,500	16,500		16,500		
6 太田 義男	573,300	573,300	546,300	27,000		
7						
8						
9						
10						

○ 年末調整の個人別通知書

年末調整についてのお知らせ

令和5年分

1

住 所		東京都港区六本木		
氏 名		佐藤 一郎	S45. 8. 15	営業1課 係長
年 末 調 整	区 分	金 額	税 額	税 額
	給 料 ・ 手 当 等	4,410,000		66,330
	賞 与 等	1,490,000		77,416
	そ の 他 ( 前 職 分 )			
	計	5,900,000		143,746
	給与所得控除後の給与等の金額	4,280,000		
	所得金額調整控除額			
	給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	4,280,000		
	社会保険料・小規模企業共済等控除額	918,755		
	生命保険料・地震保険料の控除額	85,000		
	配偶者(特別)控除額	380,000		
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	920,000		
	基礎控除額	480,000		
	所得控除額の合計額	2,783,755		
	課税給与所得金額及び年税額	1,496,000		74,800
住宅借入金等特別控除額			64,000	
年 調 所 得 税 額			10,800	
年調年税額(年調所得税額×102.1%)			11,000	
差引超過額 又は不足額	超 過 額 不 足 額		△132,746	
算 出 税 額			5,620	
差引徴収税額・還付税額			△127,126	



## ■ OCR 法定調書合計表への印刷について

法定調書合計表の印刷については、税務署から郵送または税務署窓口で入手できる OCR 法定調書合計表になっています。国税庁ホームページからダウンロードできる PDF 法定調書合計表への直接印刷は、EXCEL の「ページ設定」の「拡大縮小印刷」から 96%から 98%に縮小（お使いのプリンターにより縮小比率が違います。）と上下左右の余白を調整してから印刷してください。

## ■ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

令和 5 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表5(8), 5(23), 5(24), 5(25), 6(1)及び6(2)関係)		提出 年月日			整理番号	1	2	3	4	5	6	7	0
港		令和 年 月 日 提出 税務署長殿	事業種目		調書の提出区分	1	2	3	4	5	6	7	0
住所又は所在地 電話 03-1234-5678		事業種目		整理番号	新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	1	3	0	3	0	3	0	3
(フリガナ) 氏名又は名称 サンプルデータ株式会社		作成担当者		整理番号	1	3	0	3	0	3	0	3	0
個人番号又は法人番号 9 6 3 2 4 5 1 2 8 5 2 0 3		作成税理士 署名押印		整理番号	1	3	0	3	0	3	0	3	0
(フリガナ) 代表者 山田 孝雄		税理士番号		整理番号	1	3	0	3	0	3	0	3	0
		電話		整理番号	1	3	0	3	0	3	0	3	0

「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は源泉徴収票や支払調書を税務署に提出する場合に作成します。

控用

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (315)			
区分	人員	支払金額	源泉徴収税額
俸給、給与、賞与等の総額	6	3 5 9 7 2 1 2 5	9 7 4 7 0 0
内職摘要の日雇労働者の賃金			
源泉徴収票を提出するもの	6	3 7 0 3 7 1 2 5	9 9 7 7 0 0
災害減免法により徴収猶予したもの			

記載についてのご質問は所轄